

みんなで豊かな環境を未来につなぐまち粕江

粕江のかんきょう

(平成 23 年度実績)

平成 25 年 3 月

粕 江 市

は じ め に

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を機に、環境を巡る状況は大きく変化しました。放射性物質の拡散による環境汚染や、電力不足についての問題が浮き彫りとなり、こうした問題に対し、狛江市でも様々な対応策を講じてまいりました。平成 23 年 5 月に節電指針「今夏の電力危機に向けた市の対策について」を、7 月には「節電実施計画 A K E 48」をそれぞれ策定し、これらの計画をもとに節電対策について周知し、市内の公共施設で節電を進めているところです。

「狛江のかんきょう」は、狛江市環境基本計画に掲げる環境保全の 9 つの「目標像」を実現するための「環境指標」を設け、その達成度をもとに環境関連施策の進捗状況の評価をまとめているものです。平成 23 年度につきましては、東日本大震災の影響による放射線量の影響を監視するために、空間放射線量のモニタリング調査を実施しており、その結果内容も新たに追加しております。

狛江市では、現在、狛江市環境基本計画の改正作業を進めており、平成 25 年度からの改定に伴い、「狛江のかんきょう」につきましても、狛江市環境基本計画の進捗状況の管理と評価を行うものとして、更新を行いたいと考えております。

平成 25 年度から狛江市環境基本計画の環境像は「みんなで豊かな環境を未来につなぐ水と緑のまち 狛江」となります。新たな環境像の実現に向けて、広く本書を活用していただければ幸いです。今後とも、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成 25 年 3 月

狛江市長 高橋 都彦

目 次

I 狛江市の概要	
1. 位置と地形	3
2. 人口と世帯	4
3. 用途地域	5
4. 用途地域別建築物の用途制限	6
II 環境行政	
1. 環境関係法	9
2. 環境基本計画	11
3. 環境保全実施計画	12
4. 環境基本計画・環境保全実施計画の推進体制の概要	16
III 環境保全の9つの取組み（評価と概要）	
1. 環境保全に関する施策等の取組み結果（全体評価）	19
2. 平成23年度の個別評価と取組み概要	
A 緑 「みんなが緑と遊べるまち」	23
B 水 「豊かな水辺と水循環のまち」	31
C 生態系 「生き物にも棲みよいまち」	37
D ネットワーク 「水と緑を歴史でつなぐまち」	43
E エネルギー 「エネルギーを大切に作るまち」	47
F ごみ 「資源循環を实践するまち」	53
G 公害 「みんなが安心して暮らせるまち」	63
H まちなみ 「人の暮らしと環境が調和するまち」	71
I パートナーシップ 「みんなのおもいと行動でつなぐまち」	79
IV 環境マネジメント	
地球環境の保全に向けて	85
V 平成23年度環境調査結果	
1. 大気	91
2. 化学物質	94
3. 水	96
4. 地下水	98
5. 騒音・振動	100
6. 光化学スモッグ	101
7. 放射線	104
8. 環境を考える会 調査結果	105

I 狛江市の概要

I 狛江市の概要

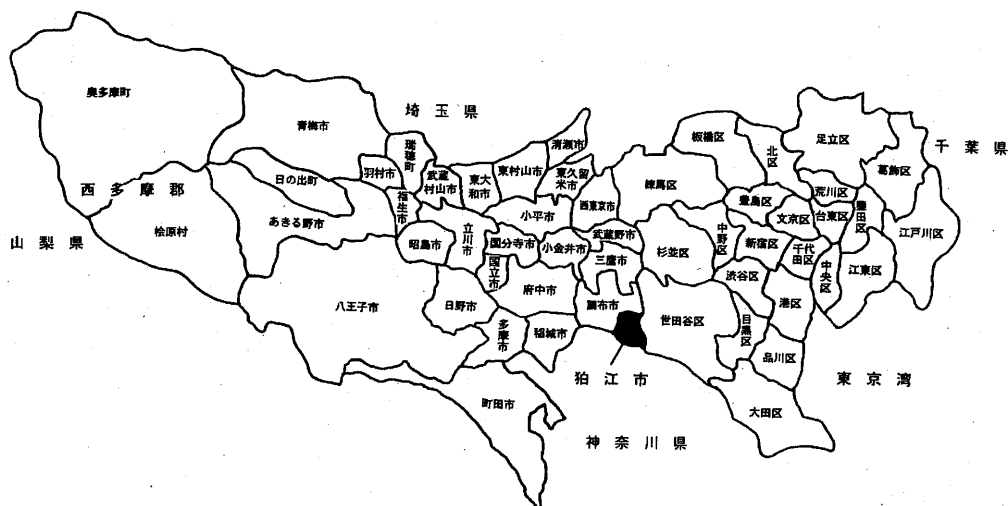
1. 位置と地形

狛江市は、新宿から南へ約 14km、小田急線で 20 分の位置にあり、市役所を中心に東経 139 度 34 分 43 秒、北緯 35 度 38 分 06 秒、東は世田谷区、西及び北は調布市、南は多摩川をはさんで神奈川県川崎市に接しています。

面積は 6.39 km²で、東西 2,940m、南北 3,660mに広がり、土質は洪積層となっています。

標高 20mと地形はほとんど平坦ですが、やや西高東低の北側台地から南側多摩川沿岸低地にかけて、わずかに傾斜しているため、日照、通風、斜光、排水などの面で良好な住環境にあります。

東京都における狛江市の位置



注) 島しょ区域を除く

2. 人口と世帯

(平成24年1月1日現在)

地 域 (町 丁 名)	世 帯 数	人 口			地 域 (町 丁 名)	世 帯 数	人 口		
		総 数	男	女			総 数	男	女
総 数	37,854	75,978	37,266	38,712	駒井町一丁目	784	1,668	832	836
和泉本町一丁目	2,183	4,376	2,061	2,315	駒井町二丁目	505	1,200	600	600
和泉本町二丁目	735	1,554	771	783	駒井町三丁目	655	1,449	752	697
和泉本町三丁目	1,041	2,313	1,143	1,170	計	1,944	4,317	2,184	2,133
和泉本町四丁目	2,225	4,109	1,808	2,301	岩戸南一丁目	1,089	2,335	1,129	1,206
計	6,184	12,352	5,783	6,569	岩戸南二丁目	1,027	2,062	1,002	1,060
中和泉一丁目	1,009	1,854	910	944	岩戸南三丁目	1,249	2,568	1,300	1,268
中和泉二丁目	897	1,860	934	926	岩戸南四丁目	771	1,862	925	937
中和泉三丁目	1,255	2,481	1,234	1,247	計	4,136	8,827	4,356	4,471
中和泉四丁目	577	1,321	669	652	岩戸北一丁目	865	1,793	841	952
中和泉五丁目	1,755	3,506	1,762	1,744	岩戸北二丁目	547	988	499	489
計	5,493	11,022	5,509	5,513	岩戸北三丁目	1,472	2,687	1,282	1,405
西和泉一丁目	789	1,297	635	662	岩戸北四丁目	950	1,663	803	860
西和泉二丁目	496	1,026	470	556	計	3,834	7,131	3,425	3,706
計	1,285	2,323	1,105	1,218	東野川一丁目	896	1,813	914	899
元和泉一丁目	634	1,081	528	553	東野川二丁目	615	1,490	749	741
元和泉二丁目	711	1,439	716	723	東野川三丁目	1,011	2,334	1,140	1,194
元和泉三丁目	489	838	434	404	東野川四丁目	855	1,873	943	930
計	1,834	3,358	1,678	1,680	計	3,377	7,510	3,746	3,764
東和泉一丁目	1,717	2,783	1,261	1,522	西野川一丁目	856	1,839	920	919
東和泉二丁目	613	1,081	548	533	西野川二丁目	683	1,568	725	843
東和泉三丁目	861	1,644	783	861	西野川三丁目	350	804	386	418
東和泉四丁目	390	593	302	291	西野川四丁目	1,293	2,804	1,442	1,362
計	3,581	6,101	2,894	3,207	計	3,182	7,015	3,473	3,542
猪方一丁目	503	950	515	435	資料:市民生活部市民課				
猪方二丁目	648	1,388	691	697					
猪方三丁目	1,267	2,444	1,255	1,189					
猪方四丁目	586	1,240	652	588					
計	3,004	6,022	3,113	2,909					

3. 用 途 地 域

(平成24年1月1日現在)

地域別 \ 区分	建ぺい率 %	容積率 %	面積 ha	構成比 %
市 街 化 区 域	—	—	582.0	100.0
第一種低層住居専用地域	40	80	357.9	61.5
	50	100	14.5	2.5
	50	150	1.7	0.3
第一種中高層住居専用地域	60	200	109.6	18.8
第二種中高層住居専用地域	60	200	0.3	0.1
第 一 種 住 居 地 域	60	200	30.5	5.2
近 隣 商 業 地 域	80	200	35.2	6.0
		300	6.2	1.1
商 業 地 域	80	400	1.2	0.2
準 工 業 地 域	60	200	13.9	2.4
		300	11.0	1.9

資料:建設環境部都市整備課

4. 用途地域別建築物の用途制限

用途地域内の建築物の用途制限 ○ 建てられる用途 × 建てられない用途 ① ② ③ ④ △ 面積、階数等の制限あり		第一種低層住居専用地域	※第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	※第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	※工業地域	※工業専用地域	備考	
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	非住宅部分の用途制限あり	
店舗等	店舗等の床面積が、150㎡以下のもの	×	①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具店のサービス業用店舗のみ。2階以下 ② ①に加えて物品販売店舗、飲食店、損保代理店、銀行の支店、宅地建物取引業のサービス業用店舗のみ。 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く。	
	店舗等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④		
	店舗等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	③	○	○	○	○	○	○	○	④		
	店舗等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	④		
	店舗等の床面積が、3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	④		
	店舗等の床面積が、10,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×		
事務所等	事務所等の床面積が、150㎡以下のもの	×	×	×	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△ 2階以下	
	事務所等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	×	△	○	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	△	○	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が、3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○		
ホテル、旅館		×	×	×	×	△	○	○	○	○	○	×	×	△ 3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等	×	×	×	×	△	○	○	○	○	○	○	×	△ 3,000㎡以上	
	カラオケボックス等	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○		
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券販売所等	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×		
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	×	×	△	△	○	○	×	×	△ 客席200㎡未満	
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	×	○	△	×	×	△ 個室付浴場等を除く。	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×		
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×		
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	病院	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ 600㎡以下	
	自動車練習場	×	×	×	×	△	○	○	○	○	○	○	○	△ 3,000㎡以下	
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）	×	×	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	△ 300㎡以下 2階以下	
	建築物附属自動車庫	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下	
	①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	※一団地の敷地内について別に制限あり													
	倉庫業倉庫	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○		
	畜舎（15㎡を超えるもの）	×	×	×	×	△	○	○	○	○	○	○	○	△ 3,000㎡以下	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	×	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、△ 2階以下	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	×	×	①	①	①	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	×	×	×	②	②	○	○	○	作業場の床面積	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	①50㎡以下 ②150㎡以下	
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○		
	自動車整備工場	×	×	×	×	①	①	②	③	③	○	○	○	作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり	
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	×	×	×	①	②	○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下
		量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
量がやや多い施設		×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○		
量が多い施設		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○		
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域においては都市計画決定が必要													

注) 本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。（平成24年1月1日現在）
※…泊江市はありません。

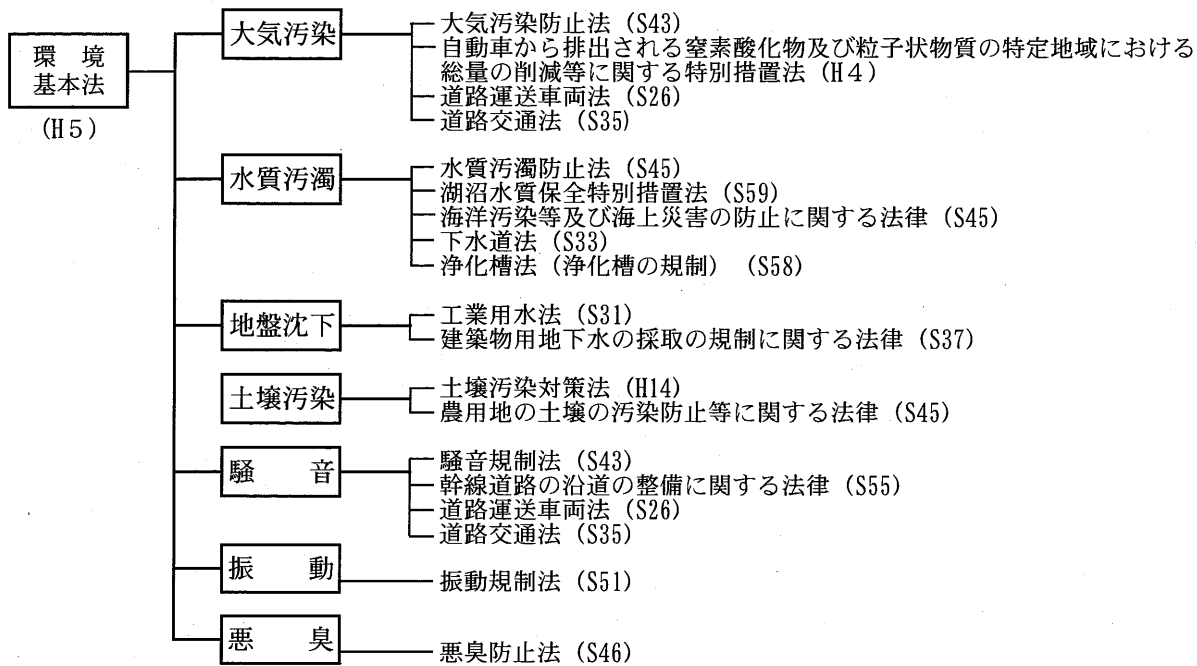
資料：建設環境部都市整備課

Ⅱ 環 境 行 政

Ⅱ 環 境 行 政

1. 環境関係法

(1) 法令



[温暖化]

- ・エネルギー政策基本法 (H14)
- ・環境影響評価法 (H9)
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律 (H10)
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律 (S54)
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (H12)
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (H19)
- ・バイオマス活用推進基本法 (H21)

[化学物質]

- ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (S48)
- ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (H11)
- ・ダイオキシン類対策特別措置法 (H11)
- ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 (S63)
- ・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 (H13)

[廃棄物・リサイクル]

- ・循環型社会形成推進基本法 (H12)
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (S45)
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律 (H3)
- ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 (H4)
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (H7)
- ・特定家庭用機器再商品化法 (H10)
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (H12)
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (H12)
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (H13)
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律 (H14)

[自然環境の保護]

- ・自然再生推進法 (H14)
- ・景観法 (H16)
- ・生物多様性基本法 (H20)
- ・自然公園法 (S32)
- ・自然環境保全法 (S47)
- ・環境影響評価法 (H9)
- ・都市緑地法 (S48)
- ・都市公園法 (S31)
- ・首都圏近郊緑地保全法 (S41)
- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (H14)
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (H4)
- ・地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律 (H22)
- ・土地基本法 (H1)
- ・工場立地法 (S34)
- ・国土利用計画法 (S49)

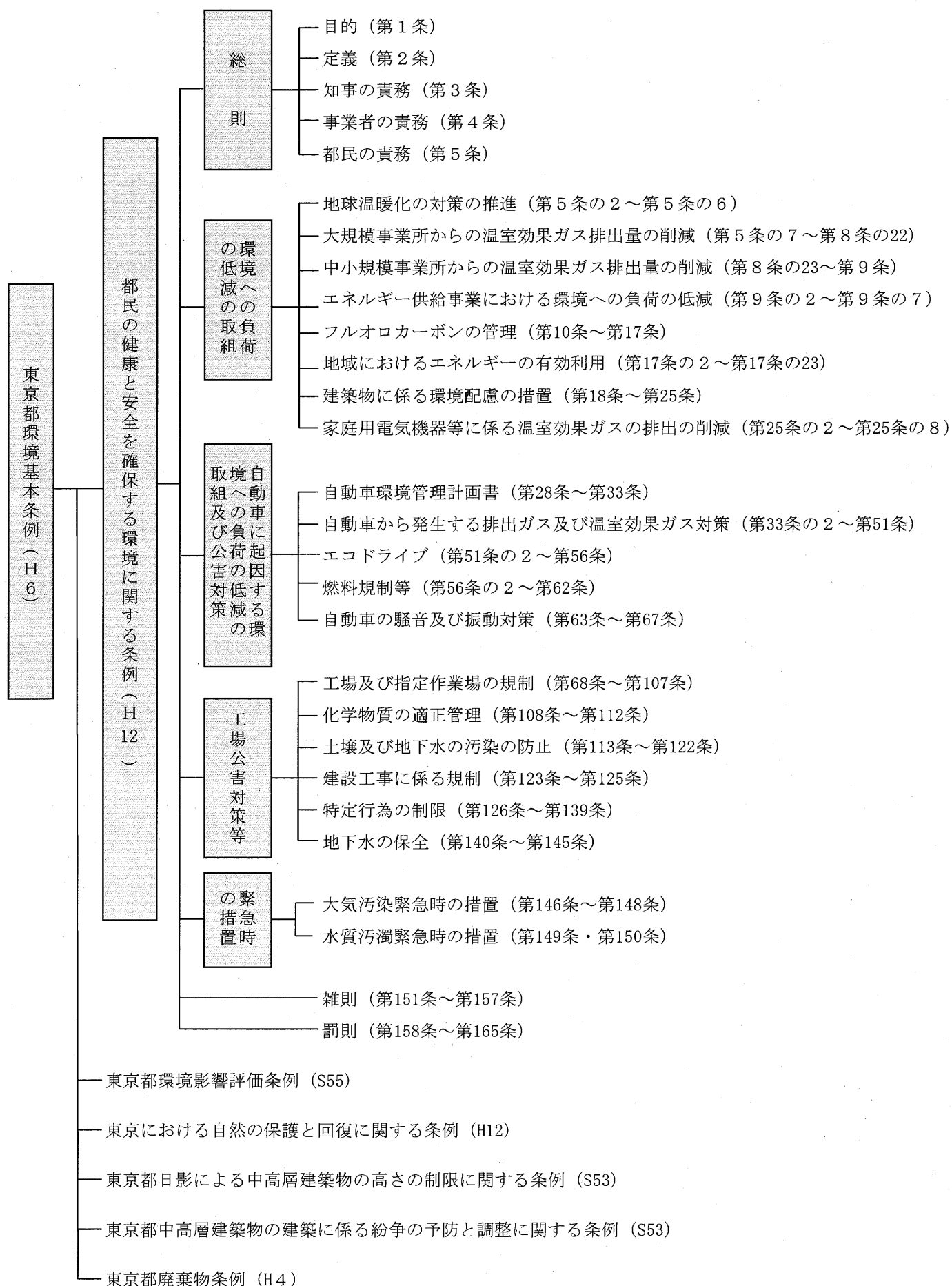
[被害救済・紛争処理]

- ・公害健康被害の補償等に関する法律 (S48)
- ・公害紛争処理法 (S45)
- ・裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 (H16)
- ・石綿による健康被害の救済に関する法律 (H18)

[環境教育・原因者の責務等]

- ・公害防止事業費事業者負担法 (S45)
- ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (S46)
- ・公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 (S46)
- ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 (H15)
- ・環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 (H16)

(2) 東京都条例

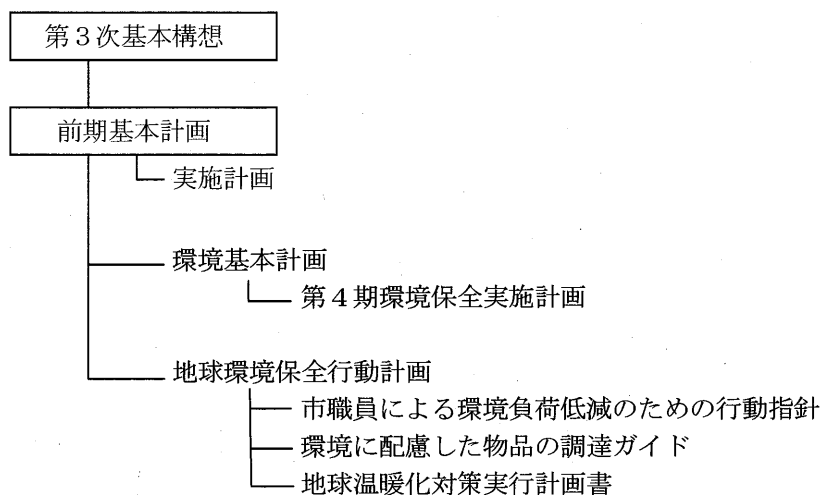


(3) 市条例等

- 環境基本条例 (H9)
- 開発事業等に係る環境への配慮に関する規則 (H14)
- 緑の保全に関する条例 (H11)
 - ・同施行規則 (H11)
- まちづくり条例 (H15)
 - ・同施行規則 (H15) ・まちづくり指導基準 (H15)
- 廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例 (H6)
 - ・同施行規則 (H6)
- 都市公園条例 (S50)
 - ・同施行規則 (S50)
- あき地の管理の適正化に関する条例 (S46)
 - ・同施行規則 (S46)

(4) 市計画体系

(平成 23 年 4 月 1 日現在)



2. 環境基本計画

(1) 20 年後の環境イメージ像

「みんなで豊かな環境を未来につなぐまち狛江」

(2) 目標像

自然環境	緑	みんなが緑と遊べるまち
	水	豊かな水辺と水循環のまち
	生態系	生き物にも棲みよいまち
	ネットワーク	水と緑を歴史でつなぐまち
人間環境	エネルギー	エネルギーを大切にするまち
	ごみ	資源循環を実践するまち
	公害	みんなが安心して暮らせるまち
	まちなみ	人の暮らしと環境が調和するまち
	パートナーシップ	みんなのおもいと行動でつなぐまち

(3) 取組みの方向

- A 緑：みんなが緑と遊べるまち
 - ・今ある緑を守る
 - ・緑をつくり、育てる
 - ・緑を大切にする心を育てる
- B 水：豊かな水辺と水循環のまち
 - ・健全な水循環を回復する
 - ・自然で親しみやすい水辺をつくる
 - ・水を大切にする心を育てる
- C 生態系：生き物にも棲みよいまち
 - ・生き物に配慮する
 - ・棲息域を保全・回復・創造する
 - ・地域の自然を知る
- D ネットワーク：水と緑を歴史でつなぐまち
 - ・環境資源をネットワークによって保全する
- E エネルギー：エネルギーを大切にするまち
 - ・エネルギーの消費を減らす
 - ・エネルギー効率のよいまちをめざす
- F ごみ：資源循環を実践するまち
 - ・ごみになるものはつくらない、売らない、買わない
 - ・リユース・リサイクルを進める
 - ・適正な処理・処分を行う
 - ・ごみに関する知識や、取組みを広げる
 - ・ごみのない、美しいまちをつくる
- G 公害：みんなが安心して暮らせるまち
 - ・典型7公害を未然に防止する
 - ・その他の公害を防止する
- H まちなみ：人の暮らしと環境が調和するまち
 - ・環境に配慮したまちなみ整備を促進する
 - ・パートナーシップにもとづくまちなみ整備を促進する
- I パートナーシップ：みんなのおもとと行動でつなぐまち
 - ・気づく・わかる
 - ・環境保全に取り組む人をつくる
 - ・ネットワークを形成する
 - ・共通的な取組みを進める

(4) 計画期間

平成 11 (1999) 年 4 月から平成 31 (2019) 年 3 月まで

3. 環境保全実施計画

(1) 目的

環境基本条例第 10 条に基づき、環境基本計画をより具体的に実践するため、環境保全実施計画を市民、事業者、行政とのパートナーシップのもとに策定し、第 4 期（平成 21 (2009) 年 4 月～平成 24 (2012) 年 3 月）として、行政による施策、事業を総合的に推進するとともに、市民主体による緑、水、エネルギー、ごみ減量の各ワーキンググループでの取組みがなされました。

(2) 第4期における部門別施策・事業内容

＜緑＞目標像「みんなが緑と遊べるまち」

[行政]

- ・緑の保全に向けた土地所有者、市民等間の連携・話合いのコーディネートを検討する。
- ・神社・仏閣・屋敷林等の樹木の保存を図る。
- ・グリーンバンク制度の導入を検討する。
- ・生産緑地を中心とした農地保全対策を検討する。
- ・農業の担い手を確保する。
- ・農業者が営農を継続できない農地を緑地として保全していくための方策を検討する。
- ・都市計画マスタープランに基づく、既存緑地等による緑の輪づくりをする。
- ・公共施設の緑化を推進する。
- ・まちづくり条例に基づく開発行為に対する緑化指導をする。
- ・公園の計画的配置と整備を促進する。
- ・生垣設置に対する助成制度をPRする。
- ・市民参加による公園管理を促進する。
- ・市内の公園(多摩川河川敷を含む。)及び児童遊園の維持・管理を行う。
- ・農地と住宅地の調和がとれた景観づくりを推進する。
- ・農地を防災農地として活用を検討する。
- ・市民が緑に親しみ、学ぶ機会をつくる。
- ・緑化相談等を実施する。

[市民主体]

- ・都道114号線新設部分の緑化計画市民案作成にむけた情報周知や市民案づくりを行う。
- ・航空計器跡地利用に向けた情報収集や提案書づくりを行う。
- ・緑被率向上に向けた先進事例の研究に取り組む。
- ・オープンガーデン制度の粕江方式を提案する。
- ・緑の基本計画の進捗状況を調査する。

＜水＞目標像「豊かな水辺と水循環のまち」

[行政]

- ・下水道の整備、維持、管理を行う。
- ・下水道の合流改善等の調査を行う。
- ・まちづくり条例に基づく開発行為に対する雨水浸透施設の設置を指導する。
- ・河川流域自治体との連携による河川環境の維持、監視の取組みを行う。
- ・地下水の揚水量をモニタリングする。
- ・公共施設における雨水の利用を促進する。
- ・災害対策用井戸及び井戸水提供の家の確保と活用を図る。
- ・プール水の多目的利用を検討する。
- ・自然の水循環システムに関する調査を検討する。
- ・水辺利用者のモラルの向上を図るための普及啓発を図る。
- ・流域自治体と連携して国、都に河川の整備、改善等を要請する。
- ・河川の水質を定期モニタリングする。
- ・水辺の楽校、河川観察会の開催により水辺に親しむ場、機会をつくる。
- ・水利用について市民、事業者に対し節水意識等の高揚を図る。
- ・市域を超えた自治体との水質合同調査を実施する。

[市民主体]

- ・雨水浸透ますの普及・促進を図る。
- ・雨水貯留タンクの設置を推進する。
- ・水路の復活を検討する。
- ・水田の復活の可能性を探る。
- ・水循環バランスを通して水収支を把握する。
- ・ホームページ等で水ワーキングの活動を報告する。
- ・水に関する勉強会を行い、水を知る。

＜生態系＞目標像「生き物にも棲みよいまち」

[行政]

- ・生き物の多様性を確保するため公園等を整備する。
- ・生き物の棲息域の調査を検討する。
- ・環境に配慮した河川の整備を国、都に要請する。

＜ネットワーク＞目標像「水と緑を歴史でつなぐまち」

[行政]

- ・緑の景観の形成を推進する。
- ・歴史・文化的景観形成の促進を図る。
- ・市民協働により文化財施設を管理する。

＜エネルギー＞目標像「エネルギーを大切にすまち」

[行政]

- ・地球環境への負荷軽減と経費節減のため、公共施設の省エネ対策を検討する。
- ・各家庭、企業者、商業者等へ省エネ、緑化等の環境への配慮の啓発を進める。
- ・交通量の把握に努める。
- ・クリーンエネルギー関連広報啓発、補助制度の紹介をする。
- ・環境負荷低減を図るため、省資源・省エネルギー・廃棄物の削減に努め、グリーン購入を推進する。
- ・公共交通機関の利用促進をする。
- ・太陽光パネルの設置による環境学習を啓発する。

[市民主体]

- ・エネルギーに関連する狛江市の全体像の把握と省エネルギーの方策を検討する。
- ・省エネルギーへ向けた政策の調査検討と補助制度の活用を推進する。
- ・太陽エネルギー、自然・未利用エネルギーの導入を推進する。
- ・地球温暖化防止についての理解を深めるための市民向け啓発活動を推進する。

＜ごみ＞目標像「資源循環を実践するまち」

[行政]

- ・ごみ・リサイクルカレンダーの充実を図る。
- ・「リサイクル広場」等の活動拠点の整備・検討を行う。
- ・活動する市民グループの育成を図る。
- ・社会的資源循環の仕組みづくりを推進する。
- ・市民の消費行動を通じた発生・排出抑制を図る。
- ・事業者との協力・連携を図る。
- ・リサイクル・コミュニティを創造する。
- ・粗大ごみ等のリユース・リサイクルの啓発を図る。
- ・楽市の開催（リサイクル活動）の支援をする。

- ・植木の剪定枝の堆肥化を図る。
- ・集団回収を奨励する。
- ・市の施設における生ごみの堆肥化を図る。
- ・除籍資料等のリサイクルを図る。
- ・放置自転車の再利用の促進を図る。
- ・分別収集の見直しを行う。
- ・事業系ごみの排出処理の適正化を推進する。
- ・建設廃材等の再利用の促進を図る。
- ・環境に配慮した学校建築を推進する。

[市民主体]

- ・ごみ減量に関する知識を広めるための勉強会を行う。
- ・ごみ減量を進めるための検討や周知活動、3Rの推進を行う。
- ・ペットボトルの処理のあり方を見直す。
- ・ごみの有料化後の検証を行う。

＜公害＞目標像「みんなが安心して暮らせるまち」

[行政]

- ・公害苦情に対する相談に対し一元的に対応する。
- ・大気・水質等のモニタリング調査を実施する。
- ・新たな環境事象についての情報収集と対応をする。
- ・開発事業者に対する環境に配慮した開発の指導をする。

＜まちなみ＞目標像「人の暮らしと環境が調和するまち」

[行政]

- ・環境や安全に配慮した計画的なまちなみ整備を進めるための無秩序な開発の抑制に努める。
- ・街路樹の保全と整備による連続性のある緑の景観づくりを推進する。
- ・まちの景観を阻害するはり紙、立看板、放置自転車の対策を図る。
- ・公共交通機関の利用促進を図る。
- ・ごみのない美しいまちづくりを推進する。
- ・良好なまちなみを整備、誘導するための景観に関わる条例制定を検討する。
- ・まちなみ整備に対する市民との話合いの場づくりを図る。

＜パートナーシップ＞目標像「みんなのおもいと行動でつなぐまち」

[行政]

- ・学校、地域における環境教育、環境学習の推進を図る。
- ・地域の自然に詳しい人材を学校の授業の中で活用する。
- ・環境学習講座や施設見学会等の開催を図る。
- ・市民・事業者向けの環境配慮手引書等の作成・配布する。
- ・環境保全に向けた取組みをリードする人材（キーパーソン）の育成と把握を図る。
- ・環境に関する自主活動の奨励と意識の普及啓発を図る。
- ・事業者による環境保全活動を支援する。
- ・環境保全実施計画推進委員会の活動を支援する。
- ・環境保全・環境学習の拠点づくりと活用を図る。
- ・市民や専門家の意見や提案を行政施策に反映するための仕組みづくりを検討する。
- ・市域を超えた自治体との連携を図る。

[市民主体]

- ・市民組織と庁内関係部署とが連携・協働し、基盤づくり・人づくりを推進する。

4. 環境基本計画・環境保全実施計画の推進体制の概要

以下の組織で、市民、事業者、行政が協働して、環境基本計画及び環境保全実施計画を総合的かつ計画的に推進します。

(1) 環境基本計画及び環境保全実施計画の推進組織

組 織		役 割	構成員
行政 の 組 織	環境基本計画 推進本部	総合的な推進を図るため、環境行政全般の全庁的な調整及び進行管理を行う。	副市長（本部長）、部長職
	環境基本計画 庁内委員会	環境基本計画に関する検討及び施策の推進、施策事業達成状況の報告などを行う。	環境施策関連課の課長職
市民 等 の 組 織	環境保全審議会	市長の附属機関として環境基本条例の規定に基づき、環境基本計画、環境の保全等についての基本的事項等の調査・審議を行う。	市民、事業者、学識経験者、行政職員
	環境保全実施計画 推進委員会	環境保全実施計画の推進に関わる環境保全の取組みについて、市民、事業者、行政の協働により、パートナーシップの構築を図りながら実践する。	市民、事業者、学識経験者、行政職員
	市民ワーキング グループ	環境保全を推進するために必要な調査研究、実践活動を行うとともに、市民に広く活動の普及を図る。	市民、事業者

(2) 審議会等の開催状況

年 度	19	20	21	22	23
環境基本計画推進本部	1	1	1	6	10
環境基本計画庁内委員会	1	1	1	2	1
環境保全審議会	2	2	2	2	4
環境保全実施計画推進委員会	6	6	6	7	7
緑ワーキンググループ	12	14	12	12	11
水ワーキンググループ	12	11	11	12	10
エネルギーワーキンググループ	12	9	12	12	11
ごみ減量ワーキンググループ	12	12	11	12	10

資料：環境政策課

Ⅲ 環境保全の9つの取組み (評価と概要)

Ⅲ 環境保全の9つの取組み（評価と概要）

1. 環境保全に関する施策等の取組み結果（全体評価）

環境基本計画では、20年後の狛江の環境イメージ「みんなで豊かな環境を未来へつなぐまち狛江」の実現に向け、9つの具体的な目標像を達成するための取組みの方向と、市民、事業者、行政、それぞれが行う具体的な取組みを示しています。

ここではその中の、行政の取組み（施策・事業）について、評価と概要を示していきます。これは、環境基本条例第17条に基づき施策を評価し、同条例第21条に基づき施策の概要について、環境保全審議会の意見を聴き、公表するものです。

また、平成24年度の環境基本計画の改定に伴い、「狛江のかんきょう」も内容の見直しを図ります。

評価基準	内 容	目 安 前年度比	項目数 (件)
S	これまでの実績に明らかに上乗せした。 若しくは、目標が達成された。	1.5倍以上	2
A	これまでの実績に上乗せさせた。	1倍超	12
B	現状維持	1倍	21
C	これまでの実績より後退した。	1未満	12
D	これまでの実績より明らかに後退した。	1/2以下	2

（20年後（平成30年度）の狛江の環境イメージ）
みんなで豊かな環境を未来につなぐまち狛江

自然環境

目標像	取り組みの方向	行政の取り組み（関連施策事業名）	評価	目標・評価の方向（何に対して評価するか）	該当ページ	
A 緑のまち ＊みんなが緑と遊べる	① 今ある緑を守る	1 保存樹木等	C	樹木の本数、樹林地の面積、生垣の面積を減らさないこと	23	
		2 生産緑地を中心とした農地の保全	C	生産緑地、市民農園の面積が減らないこと	24	
		3 農業者が農業を続けていくための環境づくり	—	農家数、耕地面積等が現状から減らないよう維持すること	25	
	② 緑をつくり、育てる	1 生垣造成補助	D	補助金交付件数が増えること	25	
		2 開発行為等に伴う緑化指導	—	開発行為等の事業時には一定以上の緑化を義務付けること	26	
		3 公園の設置と整備に関わる事業	C	公園等の面積が増えること、市民一人当たりの公園等の面積が増えること	26	
		4 多摩川河川敷を活用した事業	B	多摩川の優れた自然環境をふれあいの場として管理している管理面積が増えること	27	
		5 市民協働による公園等の管理運営事業	B	市民協働で管理運営している公園等の面積が増えること	27	
		6 小緑地の確保	B	道路整備に伴う用地、公園基準に当てはまらない公共用地の緑化を行うこと	27	
	③ 緑を大切に する心を育 てる	1 緑化推進事業	C	園芸講習会、緑化相談への市民参加・利用を増やすこと	28	
		2 屋上緑化（見本展示）ブースの開設	B	見本展示ブースを設けること	28	
	B 水のまち ＊豊かな水 辺と水循環	① 健全な水循環を回復する	1 水環境循環事業	C	雨水浸透ますの助成金交付対象数が増えること	31
2 開発行為等に伴う雨水浸透施設設置事業			A	開発行為等に伴い設置される雨水浸透施設が増えること	31	
3 井戸の揚水量報告			A	井戸の揚水量が少なくなること	32	
4 雨水の有効活用			B	公共施設に雨水貯留槽を設置すること	32	
② 自然で親しみやすい水辺をつくる		1 水辺の楽校	A	事業数・参加者数が増えること	33	
		2 せせらぎの管理	B	管理しているせせらぎの面積が増えること	34	
③ 水を大切に する心を育 てる		1 水道水の各家庭・事業所等への配水	—	上水は平成22年度に東京都水道局へ移管しているため評価しない	34	
		2 家庭用雨水貯留タンクの設置推進	B	環境月間イベント等を活用し、設置助成制度のPRを行うこと	34	
C よい生態系 ＊生き物にも 棲み		① 生き物に配慮する	1 カラスとの共存	D	カラスの苦情を受けて公園等の巣を撤去する件数が少なくなること	37
			2 前原公園（とんぼ池）の観察	—	多様な種の生き物が観察できること	37
	3 狛江弁財天池特別緑地保全地区の生き物の観察		—	多様な種の生き物が観察できること	38	
	② 棲息域を保全・回復・創造する	1 公園等へのビオトープの整備	—	整備終了により評価しない	38	
		③ 地域の自然を知る	1 河川の調査	B	多摩川・野川の水質が良くなること	39
	2 合流式下水道の改善		B	放流水の汚濁負荷を下水道並み以下にすること、雨天時の未処理下水の放流回数を半減すること、吐口からのきょう雑物の流出防止をすること	39	
D な歴史と文化 ＊まちづくり	① 環境資源をネットワークによって保全する	1 緑道等の管理	B	緑道の管理面積を増やすこと	43	
		2 埋蔵文化財の発掘	—	発掘できる機会を捉えて調査を行っていくこと	43	
		3 市民協働による文化財施設管理	C	むいから民家園の入園者が増えること	43	
		4 文化財ノートの発行	—	狛江の埋蔵文化財の紹介をすること	44	

人 間 環 境		目標像	取り組みの方向	行政の取り組み（関連施策事業名）	評価	目標・評価の方向（何に対して評価するか）	該当ページ
人 間 環 境	E	エネルギーに エネルギーを まを*	① エネルギーの消費を減らす	1 太陽光発電・風力発電設備導入事業	A	学校施設への太陽光発電・風力発電設備の設置が増えること	47
			② エネルギー効率のよい まちをめざす	1 電気・ガス・水道使用における二酸化炭素排出量の抑制	A	電気・ガス・水道使用量から算定される市域の二酸化炭素排出量を減らすこと	47
				2 住宅等建設戸数・床面積・世帯数・人口の推移	—	一棟当たりの床面積、人口等が減ること	48
				3 市内の太陽光発電設備の設置状況調べ	C	市内の太陽光発電設備の設置が増えること	48
	F	ごみ*資源循環を 実践するまち	① ごみになるものはつ くらない、売らない、買 わない	1 ごみの減量化対策	A	市民一人当たりのごみの排出量が減ること	53
				1 リユース・リサイクルの推進	A	ごみの処理金額が減ること	54
			② リユース・リサイクル を進める	2 不要品交換コーナー	C	不要品交換コーナーを設置すること	54
				3 リサイクル活動の支援・マイバック運動の推進	B	楽市における市民フリーマーケットを開催すること、マイバック運動を推進すること	54
				4 古紙等の拠点回収	—	ごみに混入されることなく、資源物として分別収集されていること	55
				5 ペットボトル回収	—	ごみに混入されることなく、資源物として分別収集されていること	55
				6 植木せん定枝の処理状況	—	ごみに混入されることなく、資源物として分別収集されていること	55
				7 資源物集団回収	—	ごみに混入されることなく、資源物として分別収集されていること	56
				8 粗大ごみ収集処分	C	粗大ごみの収集処分取扱数が増えること	56
				9 生ごみ等の堆肥化の促進	B	集合住宅・事業所の生ごみの自己処理を推進すること	56
				10 市の施設における生ごみの堆肥化	—	生ごみ処理機への生ごみの投入量が増えること	56
			③ 適正な処理・処分を行 う	1 放置自転車再利用事業	—	放置自転車台数が減り、返却率が高くなること	58
				2 建設廃材等の再利用の促進	—	建築廃材等を再資源化すること	58
				3 除籍資料リサイクル提供	C	図書館の除籍資料を市民等へリユースする冊数を増やすこと	59
			④ ごみに関する知識や、 取り組みを広げる	1 消費生活展	B	消費生活展の中で、ごみの減量対策について市民に発信すること	59
				2 ごみ半減新聞の発行	B	周知啓発を推進すること	59
			⑤ ごみのない、美しいま ちをつくる	1 多摩川統一清掃	—	市民協働で清掃活動を行うこと	59
				2 野川美化清掃	—	市民協働で清掃活動を行うこと	60
	G	公害 *みんなが 安心して暮 らせる安 いまち	① 典型7公害を未然に防 止する	1 公害苦情処理	C	公害苦情件数を減らすこと	63
				1 大気環境の調査	A	二酸化炭素、一酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素の測定結果が環 境基準内であること	65
			② その他の公害を防止す る	2 地下水環境の調査	—	市内の井戸の調査結果の平均値が環境基準値内であること	67
				3 空間放射線量のモニタリング調査	—	—	68
	H	まちが調 和するま ちの暮ら しと	① 環境に配慮したまちな み整備を促進する	1 道路の状況	A	道路全体の長さが増えること	71
				2 歩道整備	S	歩道の長さ、街路樹の植栽面積が増えること	71
				3 街路灯等の設置	—	街路灯の省エネルギー化を進めること	72
				4 あき地の適正管理	S	苦情件数が減ること	72
				5 放置自転車の撤去	—	撤去台数が減り、撤去自転車の返却率が上がる	73
				6 自転車駐輪場管理	—	駐輪場の設置箇所数・収容台数を適切に設置・管理すること	73
				7 屋外広告物の指導	A	撤去一回当たりの数を減らすこと	73
				8 歩きたばこ・ポイ捨て対策	A	マナーアップキャンペーン等で啓発とPRを行っていること	74
			② パートナシップにも とづくまちなみ整備を 促進する	1 まちづくり条例に基づく開発等事業	C	まちづくり条例に基づく事業件数が多いこと	74
				2 狛江のまち一魅力百選	—	狛江の魅力を発掘・紹介すること	75
	I	パ ー ト ナ ー シ プ と 行 動	① 気づく・わかる	1 水辺の楽校・前原公園・狛江弁財天池特別緑地 保全地区・小足立のびのび公園	B	市民との協働管理を進めること	79
				2 団体・組織との協働形態	B	協働事業数が増えること	80
				3 まなび講座	A	実施件数、受講者の延べ人数が増えること	80
			② 環境保全に取り組む人 をつくる	1 環境保全活動への支援	B	環境を考える会狛江市実行委員会の活動を支援すること	80
				2 環境教育・環境学習の推進	B	各校での取り組みが充実すること	81
				3 アドプト制度の推進、拠点活動	B	アドプトの団体数、参加者数が増えること	81
			③ ネットワークを形成す る	1 環境保全実施計画を推進する	B	環境保全実施計画推進委員会と協働で推進する活動を充実させること	82
			④ 共通的な取り組みを進 める	1 環境保全に関連する地域情報・広報活動	B	リーフレット等での広報活動を行うこと	82

2. 平成 23 年度の個別評価と取組み概要

A 緑 「みんなが緑と遊べるまち」

① 今ある緑を守る

- 1 保存樹木等
- 2 生産緑地を中心とした農地の保全
- 3 農業者が農業を続けていくための環境づくり

② 緑をつくり、育てる

- 1 生垣造成補助
- 2 開発行為等に伴う緑化指導
- 3 公園の設置と整備に関わる事業
- 4 多摩川河川敷を活用した事業
- 5 市民協働による公園等の管理運営事業
- 6 小緑地の確保

③ 緑を大切に作る心を育てる

- 1 緑化推進事業
- 2 屋上緑化（見本展示）ブースの開設

A 緑 「みんなが緑と遊べるまち」

① 今ある緑を守る

地域の樹木や樹林等を保全するため、平成 11 年 12 月に緑の保全に関する条例及び同施行規則を制定し、景観に優れる樹林等を保存樹木等として指定することで、樹林、樹木、生垣の保全に努めています。

1	事業名	保存樹木等
	担当部署	建設環境部 道路公園課 管理係

評価基準

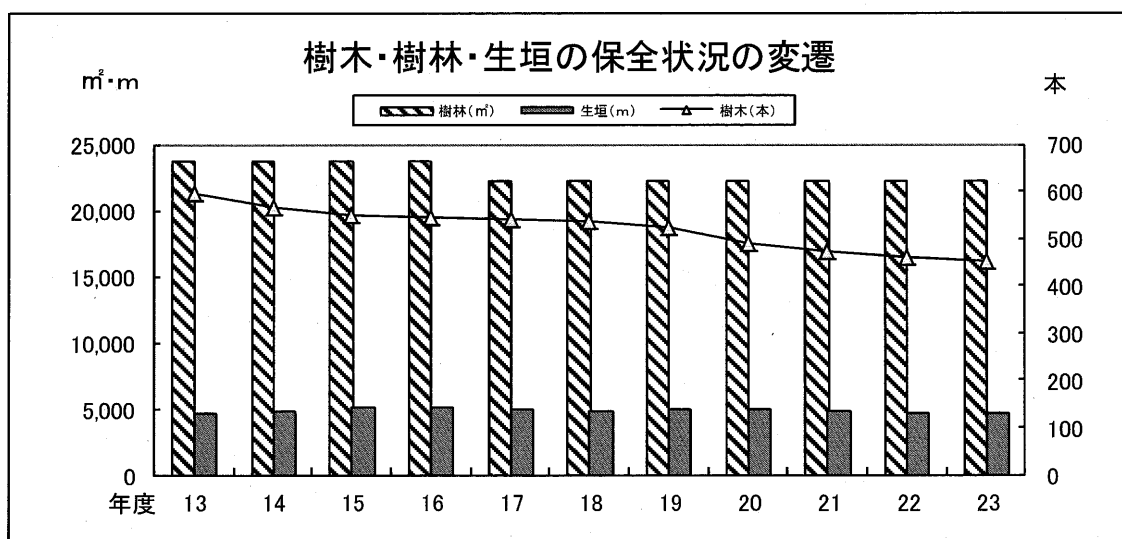
C

樹木・樹林・生垣の保全状況の変遷

(年度末の実数)

年 度	19	20	21	22	23
樹木 (本)	526	491	473	462	454
樹林 (㎡)	22,182	22,182	22,182	22,182	22,182
生垣 (m)	4,870	4,870	4,818	4,634	4,593

資料：道路公園課



地域の主な樹林の状況

(年度末の実数)

地域	岩戸南	岩戸北	駒井町	猪方	和泉本町	中和泉	西和泉	東和泉	元和泉	東野川	西野川	総計
数(カ所)	3	1	2	0	1	3	0	1	1	1	2	15
面積(ha)	4,904	363	2,658	0	2,242	4,445	0	5,086	748	449	1,287	22,182

資料：道路公園課

地域の主な生垣の状況

(年度末の実数)

地域	岩戸南	岩戸北	駒井町	猪方	和泉本町	中和泉	西和泉	東和泉	元和泉	東野川	西野川	総計
数(カ所)	13	9	9	10	24	18	10	2	2	14	14	125
延長(m)	390	340	244	344	858	531	959	40	49	432	406	4,593

資料：道路公園課

2	事業名	生産緑地を中心とした農地の保全	評価基準
	担当部署	建設環境部 都市整備課 企画計画係 市民生活部 地域活性課 地域振興係（農業委員会）	C

生産緑地は都市農業の基盤となるとともに、防災、雨水浸透、緑の景観等の面で有機的な機能を有していますが、そのため、今ある緑（生産緑地・宅地化農地等）を守り、農業の継続を支援することにより農地の保全を図ります。

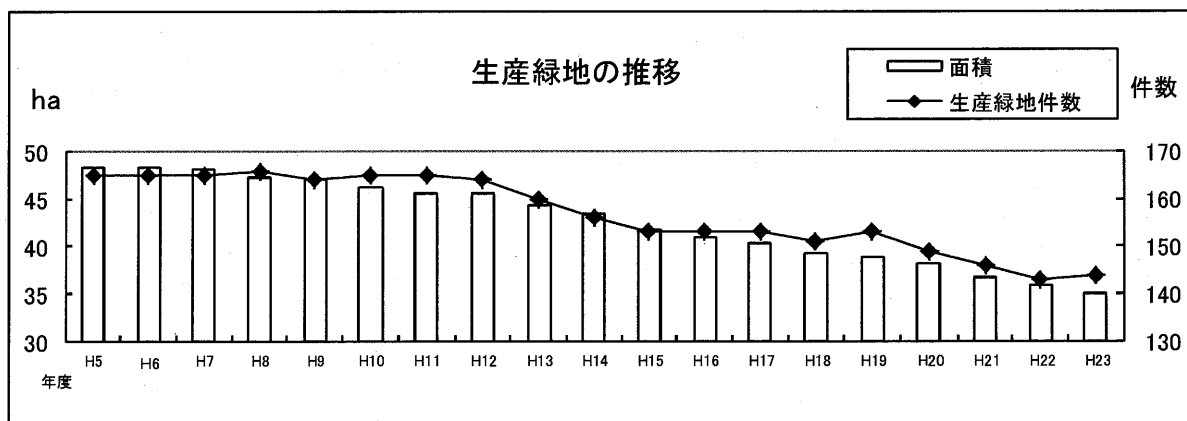
また、市民が農に親しむ機会をつくるため、農地の一部を市が借り上げ、市民農園として開設し、市民に貸し付けています。

生産緑地の面積等の推移

(単位：ha)

年 度	19	20	21	22	23
生産緑地	38.72	38.23	36.74	35.82	35.07
宅地化農地	10.43	10.17	9.90	9.41	8.92

資料：生産緑地 都市整備課
宅地化農地 農業委員会



資料：都市整備課

市民農園の面積等の推移

年 度	19	20	21	22	23
市民農園面積 (ha)	0.930	0.930	0.807	0.913	0.913
農 園 数 (カ所)	9	9	8	10	10
区 画 数 (区画)	420	420	372	452	452

資料：地域活性課

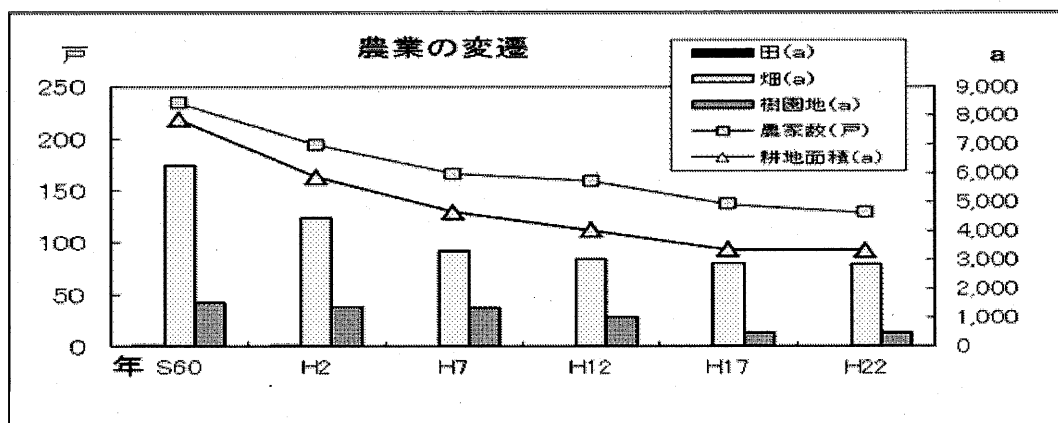
3	事業名	農業者が農業を続けていくための環境づくり		
	担当部署	市民生活部	地域活性課	地域振興係（農業委員会）

地域農産物の販売等、地域のふれあいにより営農を推進しています。

農業の変遷

年	S60	H2	H7	H12	H17	H22
農家数(戸)	234	194	166	159	137	129
農家人口(人)	1,209	967	795	759	322	291
従事者数(人)	216	165	134	148	128	125
耕地面積(a)	7,856	5,868	4,661	4,032	3,360	3,333
田(a)	57	45	0	0	0	0
畑(a)	6,284	4,444	3,317	3,013	2,866	2,846
樹園地(a)	1,515	1,379	1,344	1,019	494	487

資料：地域活性課



② 緑をつくり、育てる

「緑の基本計画」「都市計画マスタープラン」との整合を図り、野川緑地公園や岩戸川緑地公園、旧水路敷等を利用した、多摩川と野川を結ぶ緑道網の整備を図ります。また、市民、事業者、行政の協働により、水と緑と農のネットワークを形成し、緑化活動を展開します。

1	事業名	生垣造成補助		
	担当部署	建設環境部	道路公園課	管理係

評価基準

D

ブロック塀の撤去や新たな生垣の造成に補助金を交付することで、宅地と道路の接道部の緑化を推進しています。

生垣造成補助金交付件数

(単位：件)

年度	19	20	21	22	23
件数	2	1	3	3	0

資料：道路公園課

2	事業名	開発行為等に伴う緑化指導		
	担当部署	建設環境部	環境政策課	環境政策係

開発行為等に伴う緑地の減少を抑え、緑地を確保するために、「まちづくり条例」や「緑の保全に関する条例」等に基づき、緑化指導を行っています。

開発行為等に伴う緑化指導

年 度	19	20	21	22	23
届出件数 (件)	21[1]	23	30	25	35
高木 (本)	315	338	1,819	492	878
低木 (本)	1,208	370	1,864	3,161	6,410
緑化面積 (㎡)	3,496.50	2,242.10	6,119.93	3,308.08	6,108.06
屋上緑化面積 (㎡)	0	0	0	0	0

[1]は取り下げ件数

資料：環境政策課

3	事業名	公園の設置と整備に関わる事業		
	担当部署	建設環境部	道路公園課	管理係

評価基準

C

「緑の基本計画」では、平成30年度までに市民一人当たりの公園面積を7.54㎡とすることを目標値として設定しています。

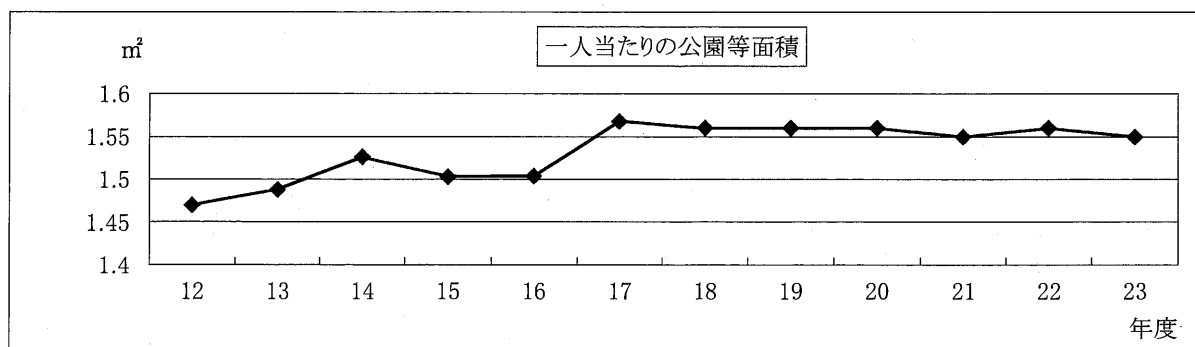
平成23年度は、公園等の数に増減はありませんが、再測量等を行った結果、管理面積が増減しています。

公園等の管理面積

年 度	19	20	21	22	23
都市公園数(ヶ所)	24	24	24	25	25
児童遊園数(ヶ所)	50	49	49	49	49
都市公園総面積(㎡)－①	103,685.75	103,685.75	103,668.07	103,887.07	103,274.33
児童遊園総面積(㎡)－②	14,788.61	14,755.56	14,259.70	14,458.70	14,488.32
計(①+②)	118,474.36	118,441.31	117,927.77	118,345.77	117,762.65
1月1日現在人口(人)－③	76,149	75,995	76,255	76,085	75,978
一人当たり公園等面積(㎡)①+②/③	1.56	1.56	1.55	1.56	1.55

※ 公園等とは、都市公園及び児童遊園を指します。

資料：公園面積等
人口
道路公園課
市民課



4	事業名	多摩川河川敷を活用した事業			評価基準
	担当部署	建設環境部	環境政策課 道路公園課	環境政策係 管理係	B

多摩川の優れた自然環境をふれあいの場として管理しています。

多摩川河川敷の活用状況

(単位：㎡)

管 理 地 等	面 積	備 考
多摩川五本松樹林地	3,482.22	平成8年12月取得
自由広場（公園及びモニュメントの管理）	8,113.59	平成11年9月占用
狛江水辺の楽校	300,000.00	平成13年4月開校
タカの森（樹林地）	656.60	平成14年12月寄付
五本松水辺の楽校	12,000.00	平成15年5月開校

資料：環境政策課・道路公園課

5	事業名	市民協働による公園等の管理運営事業			評価基準
	担当部署	建設環境部	道路公園課	管理係	B

公園等の管理を地域住民に委ねることにより、緑に対する関心を高め、緑を大切にする意識を醸成するとともに、公園等を自然とのふれあいの場として整備し、環境の保全に努めています。

公園等の市民協働による管理状況

(単位：㎡)

公 園 名	面 積	管理開始日
小足立のびのび公園	1,884.93	平成9年12月1日から
狛江弁財天池特別緑地保全地区	4,760.42	平成14年4月1日から
前原公園（とんぼ池公園）	12,535.52	平成12年3月31日から

資料：道路公園課

6	事業名	小緑地の確保			評価基準
	担当部署	建設環境部	道路公園課	管理係	B

緑化を推進し、道路の見通しを良くして、安心・安全なまちづくりに努めるため、道路整備に伴う用地や公園の基準に当てはまらない公共用地に植栽を行い、小緑地を確保しています。（道路街角5か所、ポケットパーク1か所）

③ 緑を大切にすることを育てる

1	事業名	緑化推進事業
	担当部署	建設環境部 道路公園課 管理係

評価基準

C

都市緑化活動を促進するため、市民が緑に親しむ企画として、園芸講習会や緑化相談を行っています。

緑の啓発

年 度	19	20	21	22	23
園芸講習会（回）	0	15	8	20	10
緑化相談（うち電話受付）（件）	12（0）	31（26）	13（0）	49（1）	32（1）

資料：道路公園課

2	事業名	屋上緑化（見本展示）ブースの開設
	担当部署	建設環境部 道路公園課 管理係

評価基準

B

市内の緑を増やし、地球温暖化対策の一環としてヒートアイランド現象の緩和を図るために、屋上緑化を推進します。屋上緑化の周知及び、市民や事業者が屋上緑化を行う際の参考となるよう、狛江駅前の「緑の三角広場」に屋上緑化（見本展示）ブースを開設しています。

<緑ワーキンググループ>（市民の取組み）

- ・狛江の緑を創出・保全するためには、農地・樹林地の保全や公園緑地の確保を進める一方で、民有地の緑化をすすめることが課題となります。緑ワーキンググループでは、狛江独自のオープンガーデンのしくみを提案するために、先進事例を調査研究しました。
- ・事例調査として、NPO 法人日本公開庭園機構主催のオープンガーデン企画2か所（立川市、東村山市）にメンバーで参加し、現地で代表の佐藤哲信さんのお話を聞きました。
- ・道沿いガーデン（接道緑化）は「市民が自らの労力とお金を使って民有地の接道部分を緑化する」もので、結果的にまちの緑化推進、景観の向上に寄与することができます。また、通学路の安全確保やコミュニティの形成、防災・防犯の観点からも有効です。平成23年7月にはワーキングメンバー及び市民、職員で改めて佐藤ガーデンを見学しました。
- ・平成24年3月18日には緑ワーキングの企画として、佐藤哲信さんを講師に、「楽しいガーデニングで地域貢献と交流」と題する狛江市環境推進講演会を開催しました。講演会はエコルマホール展示多目的室で行い、46の方が参加されました。緑ワーキンググループでは、引き続き、市との協働により道沿いガーデンをテーマに活動を広げていきます。

B 水 「豊かな水辺と水循環のまち」

- ① 健全な水循環を回復する
 - 1 水環境循環事業
 - 2 開発行為等に伴う雨水浸透施設設置事業
 - 3 井戸の揚水量報告
 - 4 雨水の有効活用
- ② 自然で親しみやすい水辺をつくる
 - 1 水辺の楽校
 - 2 せせらぎの管理
- ③ 水を大切にする心を育てる
 - 1 水道水の各家庭・事業所等への配水
 - 2 家庭用雨水貯留タンクの設置推進

B 水 「豊かな水辺と水循環のまち」

① 健全な水循環を回復する

野川は、下水道の普及に伴い平常時の河川水量が減少し、冬から春にかけて流水が枯れてしまうところが見られています。都では、野川を水量が著しく減少している河川と位置付け、樹林地等の保全、緑化の推進、雨水浸透施設の設置等、流域の保水能力の復元を対策として挙げています。

市としては健全な水循環の回復を主眼に、雨水の地下浸透を促進する必要があることから、雨水浸透ますの設置、透水性舗装の推進、公共施設における雨水貯留施設の設置を推進しています。

1	事業名	水環境循環事業	評価基準
	担当部署	建設環境部 下水道課 下水道管理係	C

雨水浸透ます助成状況

年 度	19	20	21	22	23
一般申請件数（件）	20	11	14	5	4
助成対象数（累計）（基）	20 (687)	35 (722)	52 (774)	18 (792)	13 (805)
市補助額（うち都助成額）（千円）	880 (0)	1,430 (0)	2,392 (0)	848 (210)	521 (143)

資料：下水道課

2	事業名	開発行為等に伴う雨水浸透施設設置事業	評価基準
	担当部署	建設環境部 下水道課 下水道管理係 都市整備課 用地整備係	A

まちづくり条例等に基づき、事業者等に雨水浸透施設の設置を指導し、水循環の回復を促進しています。また、道路等の公有地での雨水浸透を推進し、水害対策や地下水涵養を図っています。

雨水浸透施設の設置状況

年 度	19	20	21	22	23
浸透ます（基）	187 (2,538)	183 (2,721)	285 (3,006)	164 (3,170)	377 (3,547)
浸透トレンチ（m）	596.64 (7,484.79)	498.01 (7,982.80)	531.9 (8,514.70)	567.65 (9,082.35)	880.42 (9,962.77)
浸透舗装（㎡）	837 (20,297)	0 (20,297)	1,079 (21,376)	501 (21,877)	1,797 (23,674)
道路浸透舗装（㎡）	778 (22,939)	1,259 (24,198)	1,675 (25,873)	1,636 (27,509)	784 (28,293)

資料：下水道課・都市整備課

※各欄（ ）は累計

※浸透ます：多孔形式の雨水ますで、底部と側面に充填した碎石を通して、屋根などから集水した雨水を地表近くから地中に浸透させるものです。

※浸透トレンチ：掘削した溝に碎石を敷き詰め、その中に溜め枘と連結した有孔管・多孔管等を敷設した施設で、屋根等からの雨水がトレンチの不飽和帯を通して地中に浸透する構造です。

3	事業名	井戸の揚水量報告		
	担当部署	建設環境部	環境政策課	環境保全係

評価基準
A

毎年揚水量を都に報告し、地下水の揚水規制をすることで、地盤沈下の抑制を図っています。

地下水揚水量（環境確保条例に基づく）

	井戸本数	年度				
		19	20	21	22	23
工場	2(2)本	24,564 m ³	13,835 m ³	15,185 m ³	11,988 m ³	1,675 m ³
指定作業場	11(8)本	171,329 m ³	174,256 m ³	165,069 m ³	162,136 m ³	155,137 m ³
上水道	6(1)本	839,300 m ³	786,500 m ³	711,700 m ³	987,800 m ³	934,300 m ³
一般	5(5)本	4,755 m ³	4,816 m ³	4,899 m ³	4,792 m ³	5,385 m ³
計	24(16)本	1,039,948 m ³	979,407 m ³	896,853 m ³	1,166,716 m ³	1,096,497 m ³

※井戸本数欄()は事業所数

資料：環境政策課

井戸本数

井戸	井戸本数	備考
震災対策指定井戸	70本	
下水道課届出井戸	31(59)本	28本が震災対策指定井戸等と重複
環境確保条例届出井戸	13(10)本	※工場及び指定作業場分

※井戸本数欄()は事業所数

資料：安心安全課・下水道課・環境政策課

4	事業名	雨水の有効活用		
	担当部署	教育部 建設環境部 児童青少年部	学校教育課 清掃課 道路公園課 児童青少年課	教育庶務係 業務係 管理係 児童青少年係

評価基準
B

貯留した雨水は、敷地内の散水やトイレの流し水、災害の発生時には貴重な生活用水や防火用水など、渇水及び洪水対策、防災対策に役立ちます。そのため、公共施設における雨水の有効利用として、雨水貯留槽を設置しています。

雨水利用設備

(単位：m³)

施 設	雨水貯留槽	用 途	管理
和泉小学校	63	校庭散水、屋上緑化の灌水	学校教育課
狛江第一小学校	250	校庭散水、トイレ洗浄	
緑野小学校	200	トイレ洗浄、屋上緑化の灌水	
狛江第五小学校	79	屋内運動場（体育館）屋上散水	
ピン・缶リサイクルセンター	24	床洗浄	清 掃 課
岩戸児童センター	152	せせらぎ	道路公園課
駒井学童保育所	81	トイレ洗浄	児童青少年課

資料：学校教育課・清掃課・道路公園課・児童青少年課

年間降雨の状況

年度	降雨日数 (日)	降雨量 (mm)	最大1日 降雨量 (mm)	最大1時間 降雨量 (mm)
22	106	872.5	100.5 (12月3日)	40.5 (12月3日)
23	116	1,113.8	153.5 (9月21日)	49.0 (8月26日)

測定場所：市役所屋上

資料：環境政策課

② 自然で親しみやすい水辺をつくる

1	事業名	水辺の楽校	評価基準
	担当部署	建設環境部 環境政策課 環境政策係	
			A

水辺の楽校は多摩川を身近な自然教育の場として活用し、川を核とした地域社会の中で、心身たくましい子どもを育てていこうとする「自然体験プロジェクト」として、平成13年1月31日に国土交通省の認可を得て、平成13年4月1日に開校しました。

主な事業として野鳥観察会、春秋の七草観察会、樹木マップづくり、化石調査、水辺の生き物観察会、昆虫観察会、川の安全指導講習会、源流体験等を行っています。

水辺の楽校の事業数・参加者数

年 度	19	20	21	22	23
事業開催数(回)	41	45	45	48	49
延べ参加者数(人)	2,014	3,022	4,762	4,836	5,311

資料：環境政策課

2	事業名	せせらぎの管理
	担当部署	建設環境部 道路公園課 管理係

評価基準

B

せせらぎの整備状況

(単位：㎡)

名 称	面 積	備 考
西野川せせらぎ	782.00	平成2年4月開設
西河原自然公園せせらぎ	102.45	平成3年4月開設
岩戸川せせらぎ	1,050.00	平成4年6月開設

資料：道路公園課

③ 水を大切に作る心を育てる

1	事業名	水道水の各家庭・事業所等への配水
	担当部署	※上水は平成22年度に東京都水道局へ移管しています。

市内の井戸水源（5か所）から取水した地区水（水源井）と、都（多摩川・利根川荒川系）からの浄水（都水）とを混合して、各家庭へ水道水として配水しています。

配水量状況

(単位：㎡)

年度	地区水	都 水	配水量
19	811,710	7,491,040	8,302,750
20	788,100	7,384,900	8,173,000
21	641,200	7,532,600	8,173,800
22	1,133,700	7,163,900	8,297,600
23	670,400	7,308,000	7,978,400

資料：東京都水道局

2	事業名	家庭用雨水貯留タンクの設置推進
	担当部署	建設環境部 下水道課 下水道管理係

評価基準

B

家庭用雨水貯留タンクを設置し、雨水を活用することは、節水や資源循環システムの構築につながります。環境月間に開催されるイベント等を活用し、家庭用雨水貯留タンクの設置助成制度のPRを行っています。

<水ワーキンググループ>（市民の取組み）

- ・「雨水の有効利用」を進めるために、市内において、雨水貯留タンクや雨水浸透ますの設置・普及に向けた活動をしました。
- ・以前水ワーキンググループからの提案が実現し設置された、緑野小学校の雨水貯留タンクと、前原公園（とんぼ池公園）の雨水タンクの利用状況のヒアリングを行い、今後の進め方や、改善について話し合いました。

C 生態系 「生き物にも棲みよいまち」

- ① 生き物に配慮する
 - 1 カラスとの共存
 - 2 前原公園（とんぼ池）の観察
 - 3 粕江弁財天池特別緑地保全地区の生き物の観察
- ② 棲息域を保全・回復・創造する
 - 1 公園等へのビオトープの整備
- ③ 地域の自然を知る
 - 1 河川の調査
 - 2 合流式下水道の改善

C 生態系 「生き物にも棲みよいまち」

① 生き物に配慮する

1	事業名	カラスとの共存	評価基準
	担当部署	建設環境部 環境政策課 環境保全係 道路公園課 管理係	D

毎年、4月から7月の繁殖期になると、カラスが人を襲う被害が発生します。これは、人が巣に近づいたり、巣から落ちたヒナを捕まえようとしたことなどで、親鳥がヒナを守ろうとして、人に威嚇や攻撃をするために起こります。

カラスは、本来共存していかなければならない生物ではありますが、公園等の公共の場の適切な管理のため、やむを得ず巣の撤去を行っています。

カラスによる苦情

年 度	19	20	21	22	23
苦情件数	9	2	1	3	8
巣の撤去数	21	12	2	5	5

資料：環境政策課・道路公園課

※巣の撤去は鳥獣保護法の許可を取得して実施しています。

2	事業名	前原公園（とんぼ池）の観察
	担当部署	建設環境部 道路公園課 管理係

前原公園（とんぼ池）で観察されたトンボ

クロスジギンヤンマ、ギンヤンマ、マルタンヤンマ、シオカラトンボ、オオシオカラトンボ、ショウジョウトンボ、ウスバキトンボ、コシアキトンボ、ネキトンボ、アキアカネ、ナツアカネ、ノシメトンボ、コノシメトンボ、マユタテアカネ、マイコアカネ、リスアカネ、オオアオイトトンボ、クロイトトンボ、ホソミオツネントンボ、アジアイトトンボ、アオモンイトトンボ、キイトトンボ

（稀に見られた種）

オニヤンマ、コフキトンボ、ハグロトンボ、ミヤマアカネ、オオガサナエ、コオニヤンマ、シオヤトンボ、チョウトンボ

資料：とんぼの会観察日記

3	事業名	狛江弁財天池特別緑地保全地区の生き物の観察		
	担当部署	建設環境部	道路公園課	管理係

狛江弁財天池特別緑地保全地区で観察された生き物

種類	名 称
植物	ツバキ、ウメ、スイセン、バイモ、ウワミズザクラ、ゲッケイジュ、シモクレン、フジ、ハルジオン、ニリンソウ、ムラサキケマン、ギンラン、アメリカスミレサイシン、シラー、ヤエムグラ、ミドリハコベ、カントウタンポポ、セイヨウタンポポ、ヘビイチゴ、ミゾイチゴツナギ、ヒメコウソ、シラスゲ、ジシバリ、トウバナ、ドクダミ、ムラサキカタバミ、ナガミヒナゲシ、タイサンボク、ミズヒキ、ツユクサ、キツネノマゴ、ヤブラン、ヒガンバナ、アメリカイヌホオズキ、ヒヨドリジョウゴ、サザンカ、チャ、タチツボスミレ、カラスノエンドウ、コブシ、ツルウメモドキ、ショカツサイ、シナヒイラギ、ハクモクレン、カヤ、ヤブミョウガ、ユズ、キランソウ、ユキノシタ、ヒメジオン、ヘクソカズラ、キツネノマゴ、ヨウシュヤマゴボウ、エンジュ、タラ、センダン、クサギ、ヤブマオ、イロハモミジ、イイギリ、アカメガシワ、イタヤカエデ
虫	モンシロチョウ、スジグロシロチョウ、クロアゲハ、アゲハチョウ、アオスジアゲハ、キチョウ、ヤマトシジミ、ウラギンシジミ、ムラサキシジミ、アカボシゴマダラ、ヒメジャノメ、コムスジ、オオアオイトトンボ、アブラゼミ、ミンミンゼミ、ツクツクホウシ、コカマキリ、ハラビロカマキリ、テントウムシ、オンブバッタ、クサキリ、クビキリギス、セスジツユムシ、アオバハゴロモ、ヒメホシカメムシ、アカスジキンカメムシ、マダラスズ、カネタタキ、チビタマムシの一種、チビタマムシ、ジョロウグモ
鳥	ヒヨドリ、マガモ、カルガモ、シジュウカラ、ウグイス、メジロ、オナガ、モズ、キジバト、ワカケホンセイインコ、ハシブトガラス
菌類	アラゲキクラゲ、ニガクリタケ、コフキサルノコシカケ

資料：保存地区市民の会観察記録

② 棲息域を保全・回復・創造する

1	事業名	公園等へのビオトープの整備		
	担当部署	建設環境部	道路公園課	管理係

ビオトープの整備

(単位：㎡)

公 園 名	面積	備 考
前原公園（とんぼ池）	12,535.52	平成12年3月開設 (平成16年度二期工事完了)
狛江弁財天池特別緑地保全地区（ひょうたん池）	4,760.42	平成14年4月開設

資料：道路公園課

③ 地域の自然を知る

1	事業名	河川の調査		
	担当部署	建設環境部	環境政策課	環境保全係

評価基準
B

多摩川・野川とも大腸菌群数は環境基準(5,000MPN/100m¹)を超えていますが、多摩川については改善傾向にあります。

生物化学的酸素要求量(BOD)値は、ヤマメ・イワナ等は2mg/1以下、アユ・サケ等は3mg/1以下、コイ・フナ等は5mg/1以下であることが必要とされており、両河川とも2mg/1以下の数値を毎年保っています。

※年2回(6月と11月)計測した水質データの平均値を記載しています。

多摩川の水質

年 度	19	20	21	22	23
水素イオン濃度(pH)	8.0	7.9	7.9	7.8	7.9
溶存酸素量(DO)(mg/1)	9.3	10.4	10.4	10.0	9.9
生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/1)	1.2	1.4	0.7	1.2	0.6
大腸菌群数(MPN/100m ¹)	18,150	10,950	18,950	6,650	6,400

測定地点：世田谷区境(駒井町3丁目27番先)

測 定：環境政策課

野川の水質

年 度	19	20	21	22	23
水素イオン濃度(pH)	7.6	7.4	7.6	7.6	7.7
溶存酸素量(DO)(mg/1)	11.4	9.4	10.3	9.1	10.7
生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/1)	1.0	1.3	0.7	1.1	0.7
大腸菌群数(MPN/100m ¹)	63,500	56,000	73,500	7,950	18,950

測定地点：谷戸橋(東野川4丁目29番先)

測 定：環境政策課

2	事業名	合流式下水道の改善		
	担当部署	建設環境部	下水道課	下水道管理係

評価基準
B

野川等の公共用水域へ雨天時に未処理下水が排水されることにより、河川の水質汚濁等、環境に与える負荷が大きいことから、家庭雑排水と雨水と一緒に流れる合流式下水道からの雨天時の放流水対策を進めています。

改善目標

- ① 放流水の汚濁負荷を分流式下水道並以下にする。
- ② 雨天時の未処理下水の放流回数を半減する。
- ③ 吐口からのきょう雑物の流出防止をする。

達成目標

平成25年度

D ネットワーク 「水と緑を歴史でつなぐまち」

① 環境資源をネットワークによって保全する

- 1 緑道等の管理
- 2 埋蔵文化財の発掘
- 3 市民協働による文化財施設管理
- 4 文化財ノートの発行

D ネットワーク 「水と緑を歴史でつなぐまち」

① 環境資源をネットワークによって保全する

「緑の基本計画」「都市計画マスタープラン」に基づき、野川緑地公園、岩戸川緑地公園を中心として、神社仏閣林や雑木林、古墳等の樹林、民有地の緑、農地を活かし、多摩川と野川をつなげる緑のネットワークの整備を進めています。

1	事業名	緑道等の管理	評価基準
	担当部署	建設環境部 道路公園課 管理係	B

緑道公園の整備状況 (単位：㎡)

名称	面積	備考
野川緑地公園	23,252.99	昭和50年3月開設
岩戸川緑地公園	12,380.54	昭和55年3月開設 (昭和63年4月に開設した新岩戸川緑地公園の面積921.59㎡を含む。)

資料：道路公園課

2	事業名	埋蔵文化財の発掘
	担当部署	教育部 社会教育課 文化財担当

埋蔵文化財の発掘 (単位：ヶ所)

年度	19	20	21	22	23
試掘	8	7	8	7	11
本調査	3	4	4	0	2
計	11	11	12	7	13

資料：社会教育課

3	事業名	市民協働による文化財施設管理	評価基準
	担当部署	教育部 社会教育課 文化財担当	C

市指定文化財である旧荒井家住宅主屋を移築・復元し、平成14年度に古民家園（むいから民家園）として開園しました。平成18年4月1日より、古民家園の指定管理者として市民団体である運営市民協議会を指定し、平成21年度には旧高木家長屋門を移築・復元しています。

古民家園入園者 (単位：人)

年度	19	20	21	22	23
入園者数	29,196	25,403	31,357	28,037	24,041

資料：社会教育課

4	事業名	文化財ノートの発行
	担当部署	教育部 社会教育課 文化財担当

文化財ノートの発行

年 度	番号	名 称
11	No.14	和泉式土器とその時代
	No.15	歳神さまとお飾り
12	No.16	粕江の原始・古代の住まいⅠ
	No.17	粕江の原始・古代の住まいⅡ
13	No.18	粕江の地藏信仰Ⅰ
	No.19	粕江の地藏信仰Ⅱ
14	No.20	粕江市指定文化財 荒井家住宅主屋
	No.21	小正月の行事―賽の神―
15	No.22	粕江の念仏講Ⅰ
	No.23	粕江の念仏講Ⅱ
16	No.24	粕江の庚申講
	No.25	弥生時代のはじまりと展開―古墳出現前夜の様相―

※平成 17 年度から発行を見合わせています。

資料：社会教育課

～古民家園～



E エネルギー 「エネルギーを大切にするまち」

- ① エネルギーの消費を減らす
 - 1 太陽光発電・風力発電導入事業
- ② エネルギー効率のよいまちをめざす
 - 1 電気・ガス・水道使用における二酸化炭素排出量の抑制
 - 2 住宅等建設戸数・床面積・世帯数・人口の推移
 - 3 市内の太陽光発電の設置状況調べ

E エネルギー 「エネルギーを大切にすまち」

① エネルギーの消費を減らす

地球環境への負荷軽減と、経費節減のため、省エネルギー対策を進めています。

1	事業名	太陽光発電・風力発電設備導入事業
	担当部署	教育部 学校教育課 教育庶務係

評価基準

A

環境にやさしい校舎をめざして、市内小中学校に太陽光発電設備や風力発電設備の設置を進めています。発電された電気は校内の照明等に利用しています。発電の状況は、校舎内の表示装置に示され、環境学習の教材としての活用も見込まれます。

平成23年度は、狛江第二中学校に、蓄電機能が備わった15kWの発電能力のある太陽光発電設備が設置されました。

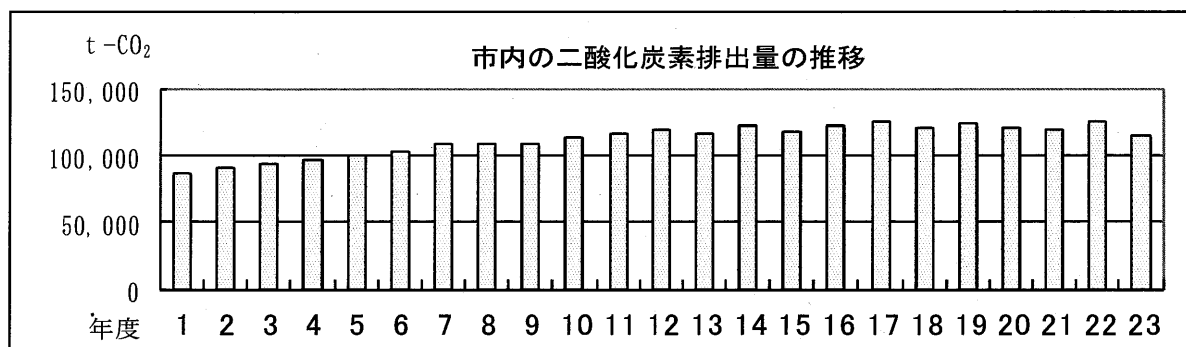
② エネルギー効率のよいまちをめざす

1	事業名	電気・ガス・水道使用における二酸化炭素排出量の抑制
	担当部署	建設環境部 環境政策課 環境政策係

評価基準

A

各家庭、事業者等へ省エネ、緑化等の環境への配慮の啓発を進めています。



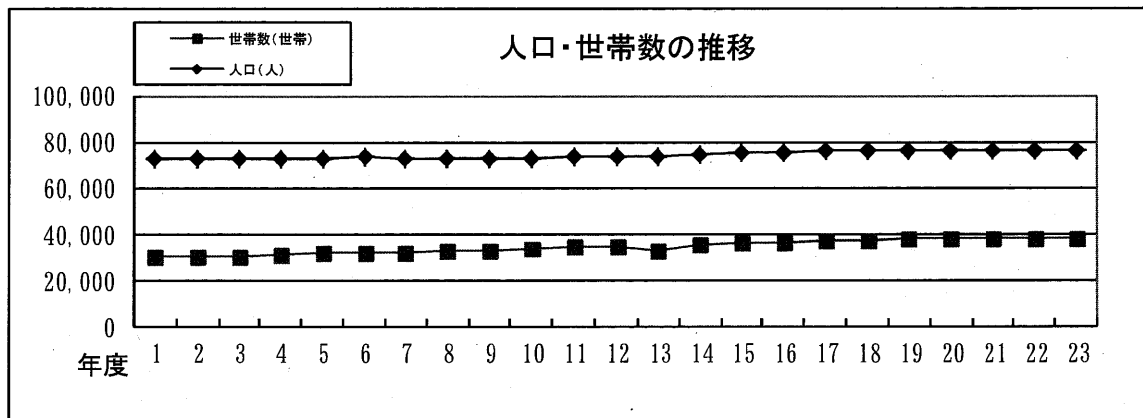
市内の二酸化炭素排出量の推移

(単位：t-CO₂)

年度	19	20	21	22	23
排出量	124,325.24	121,306.85	119,980.99	125,521.47	115,255.53

※東京電力(株)・東京ガス(株)・東京都水道局の提供資料により算出

2	事業名	住宅等建設戸数・床面積・世帯数・人口の推移		
	担当部署	市民生活部	課税課	固定資産税係 市民課 住民記録係



資料：市民課

住宅等の家屋数の推移

年度	単位	19	20	21	22	23
非木造	棟	3,587	3,632	3,647	3,696	3,724
	m ²	1,304,232	1,315,895	1,320,695	1,339,872	1,344,747
木 造	棟	13,903	13,939	13,985	14,054	14,152
	m ²	1,441,561	1,447,660	1,456,029	1,466,656	1,475,344
計	棟	17,490	17,571	17,632	17,750	17,876
	m ²	2,745,793	2,763,555	2,776,724	2,806,528	2,820,091

※棟数：所有者別棟数、m²数：床面積

資料：課税課

3	事業名	市内の太陽光発電設備の設置状況調べ		
	担当部署	建設環境部	環境政策課	環境政策係

評価基準

C

太陽光発電設備の設置状況

(単位：件)

年 度	19	20	21	22	23	累計
件数	13	3	77	97	81	317

東京電力(株)提供資料より算出

建物の省エネルギー対策（ESCO 事業）

- ①運用改善 設定温度の見直し・無駄な運転の発見・蒸気漏れの修繕・エネルギー適正管理等
- ②設備改善 冷温水・冷却ポンプや空調機ファンの適正化、照明照度の適正化、照明安定器の効率化、経年変化した熱源機器や空調機器・変圧器等の熱負荷の見直し、エネルギー転換も含めて考慮した最新の高効率機種を導入等

<エネルギーワーキンググループ>（市民の取組み）

地球温暖化防止を基本テーマとして、月例会でエネルギーに関する学習を行うとともに、市民への啓発活動ならびに市政への提言を行ってきました。

- ・地球温暖化防止をテーマに、東京電力福島第一原子力発電所の事故をふまえ、新たな自然エネルギーへの転換、省エネルギーの必要性を訴える展示パネルを作成し、6月の環境月間ならびに10月の消費生活展「くらしフェスタこまえ」の場で掲示し、啓発活動に活用しました。
- ・「くらしフェスタこまえ」で、太陽光発電システムを理解してもらうため、借用した太陽光発電システムの模型実験装置を展示し、人工光で模型電車を走らせ、来場者に喜ばれました。
- ・狛江第六小学校の太陽光発電設備を調査見学しました。狛江第六小学校の設備は狛江第三小学校の設備とほぼ同じですが、日射計と発電の状況を表示する表示板が玄関近くにあり、来客者に見てもらえるようになっています。太陽光パネルを住宅に設置している市民が、発電システム運用を行う際の参考として、そのデータを公開していただけるよう引き続き要請を続けていきます。
- ・静岡県掛川市の地球温暖化防止にかかわる施策の一つ「かけがわSTOP温暖化パートナーシップ」について調査しました。他自治体の取り組みを知ることができ、大変参考になりました。



F ごみ 「資源循環を実践するまち」

- ① ごみになるものはつくらない、売らない、買わない
 - 1 ごみの減量化対策
- ② リユース・リサイクルを進める
 - 1 リユース・リサイクルの推進
 - 2 不要品交換コーナー
 - 3 リサイクル活動の支援・マイバック運動の推進
 - 4 古紙等の拠点回収
 - 5 ペットボトル回収
 - 6 植木せん定枝の処理状況
 - 7 資源物集団回収
 - 8 粗大ごみ収集処分
 - 9 生ごみ等の堆肥化の促進
 - 10 市の施設における生ごみの堆肥化
- ③ 適正な処理・処分を行う
 - 1 放置自転車再利用事業
 - 2 建設廃材等の再利用の促進
 - 3 除籍資料リサイクル提供
- ④ ごみに関する知識や、取り組みを広げる
 - 1 消費生活展
 - 2 ごみ半減新聞の発行
- ⑤ ごみのない、美しいまちをつくる
 - 1 多摩川統一清掃
 - 2 野川美化清掃

F ごみ「資源循環を実践するまち」

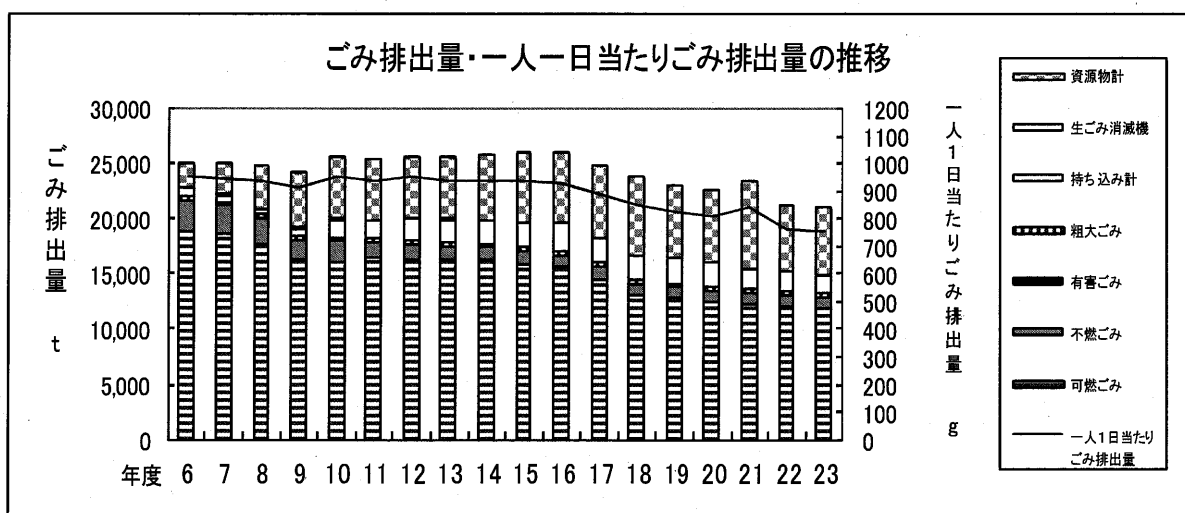
① ごみになるものはつくらない、売らない、買わない

ごみは捨てられ、焼却されることにより大気や自然を汚します。事業者、消費者が一体となって、ごみの資源としての活用や、再利用等の制度を確立し、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき資源の循環を図ります。

1	事業名	ごみの減量化対策		
	担当部署	建設環境部	清掃課	業務係

評価基準

A



一人一日当たりごみ排出量

(単位：g/人)

年度	19	20	21	22	23
排出量	842.5	813.1	785.9	765.3	750.9

資料：清掃課

② リユース・リサイクルを進める

1	事業名	リユース・リサイクルの推進
	担当部署	建設環境部 清掃課 業務係

評価基準

A

資源とごみの分別を徹底することで、リユース（再使用）やリサイクル（再生利用）を進め、ごみの量を減らします。

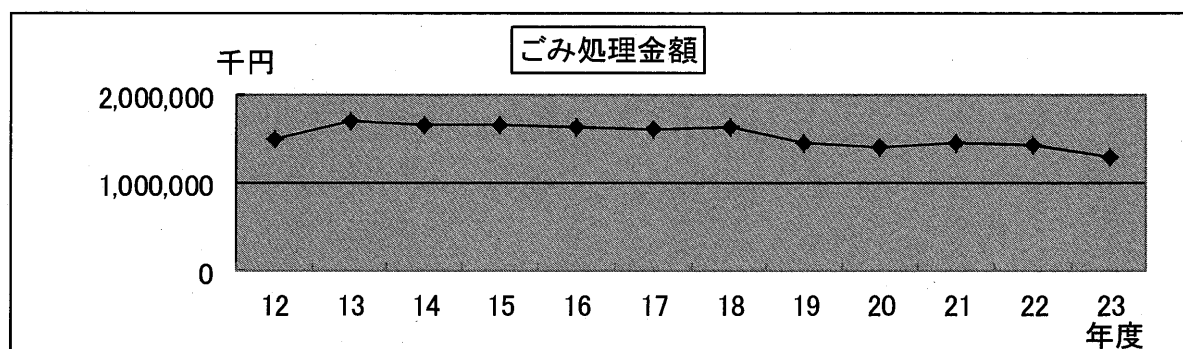
ごみ処理金額

(単位：千円)

年 度	19	20	21	22	23
処理金額	1,462,775	1,416,774	1,460,451	1,446,584	1,298,886

※処理金額は歳出決算書からし尿処理費を除いた額

資料：清掃課



2	事業名	不要品交換コーナー
	担当部署	市民生活部 地域活性課 地域振興係

評価基準

C

市役所2階ロビーに不要品交換コーナーを設置し、市民が不要品を「譲ります」「譲ってください」という情報を提供しています。その情報を市でカード化し、情報コーナーや市のホームページを用いて、市民間で情報交換がなされることにより、リユース・リサイクルが図られています。

3	事業名	リサイクル活動の支援・マイバック運動の推進
	担当部署	市民生活部 地域活性課 地域振興係 建設環境部 清掃課 業務係

評価基準

B

- ・市民ひろばにおいて、毎月商業者により催されている楽市の一角で、市民フリーマーケットが開かれています。
- ・マイバック運動を推進し、レジ袋の使用を減らします。

4	事業名	古紙等の拠点回収
	担当部署	建設環境部 清掃課 業務係

拠点回収量

(単位：t)

年度	19	20	21	22	23
新聞	24	20	14	13	19
雑誌等	107	94	83	52	78
段ボール	136	163	142	78	87
古布	3	2	2	3	2
牛乳パック	1	1	1	1	1
機密文書	27	19	28	23	27
計	298	299	270	170	214

資料：清掃課

5	事業名	ペットボトル回収
	担当部署	建設環境部 清掃課 業務係

ペットボトル回収量

(単位：t)

年度	19	20	21	22	23
回収量	241	232	230	219	229

資料：清掃課

6	事業名	植木せん定枝の処理状況
	担当部署	建設環境部 清掃課 業務係

せん定枝の回収チップ化

年度	19	20	21	22	23
件数(件)	4,431 (うち竹146)	4,706 (うち竹134)	4,648 (うち竹141)	4,656 (うち竹110)	4,390 (うち竹109)
回収量(t)	115	120	130	136	130

※19年度から竹の回収も開始

資料：清掃課

7	事業名	資源物集団回収
	担当部署	建設環境部 清掃課 業務係

資源物集団回収の状況

年度	19	20	21	22	23
団体数	84	90	97	105	109
回収量(t)	1,594	1,624	1,546	1,498	1,462

資料：清掃課

8	事業名	粗大ごみ収集処分
	担当部署	建設環境部 清掃課 業務係

評価基準
C

粗大ごみの収集処分

年度	19	20	21	22	23
件数(件)	15,192	15,997	15,696	16,474	17,124
取扱数(点)	41,550	42,917	45,302	46,665	50,098

資料：清掃課

9	事業名	生ごみ等の堆肥化の促進
	担当部署	建設環境部 清掃課 業務係

評価基準
B

生ごみ等の減量の一環として、集合住宅・事業所の協力により、生ごみ等の堆肥化を促進しています。また、一般家庭での生ごみ処理機購入にかかる費用を助成しています。

集合住宅・事業所の生ごみの自己処理量

(単位：t)

年度	19	20	21	22	23
処理量	91	92	83	74	75

資料：清掃課

10	事業名	市の施設における生ごみの堆肥化
	担当部署	教育部 学校教育課 学事給食係 総務部 総務課 庶務統計係 児童青少年部 児童青少年課 保育係

給食等で生じる生ごみの堆肥化を推進するため、小学校、保育園、庁舎に生ごみ処理機を設置し、可燃ごみを減量しています。

市の施設における生ごみ投入量

(単位：t)

年 度	19	20	21	22	23
粕江第一小学校	6.57	5.69	4.99	5.55	6.30
粕江第三小学校	8.35	7.83	7.27	5.58	6.50
粕江第五小学校	7.27	6.93	6.38	4.52	4.64
粕江第六小学校	6.76	7.04	6.08	6.55	6.46
和泉小学校	8.81	6.28	6.98	6.64	5.76
緑野小学校	5.47	6.06	6.54	4.24	4.39
和泉保育園	2.52	2.76	1.54	1.38	1.64
藤塚保育園	2.46	2.70	1.79	1.22	1.44
駒井保育園	2.30	2.79	1.27	1.32	2.10
駄倉保育園	2.54	3.09	2.12	1.55	1.47
宮前保育園	2.46	3.69	1.49	1.97	1.72
三島保育園	1.62	1.95	1.57	1.71	1.48
庁舎（食堂）	1.65	1.58	1.66	1.61	1.58
合 計	58.78	58.39	49.67	43.84	45.47

資料：学校教育課
児童青少年課
総務課



庁舎内で出されるごみの組成分析作業の様子

③ 適正な処理・処分を行う

1	事業名	放置自転車再利用事業		
	担当部署	建設環境部	道路公園課	管理係

放置自転車リサイクル

(単位：台)

年度	19	20	21	22	23
台数	95	88	89	44	36

資料：道路公園課

2	事業名	建設廃材等の再利用の促進		
	担当部署	建設環境部	下水道課	下水道管理係 都市整備課 用地整備係

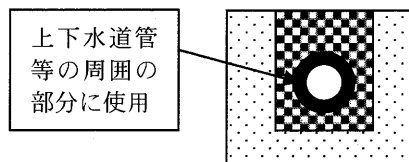
建設廃材等の再生資源の利用・排出状況

年度	再生資源の利用状況				再生資源の排出状況			
	改良土	砕石	アスファルト合材	スラグ	発生土	コンクリート塊	アスファルト塊	備考
19	429.0m ³	293.0m ³	302.7t	107.3m ³	478.5m ³	113.9t	303.4t	下水道管理係
	56.3m ³	1,720.5m ³	1,194.9t	40.2m ³	1,274.5m ³	340.5t	1,487.0t	用地整備係
	533.7m ³	675.3m ³	761.8t	0.0m ³	365.0m ³	0.5t	718.5t	工務係
20	619.0m ³	320.8m ³	341.0t	155.0m ³	830.5m ³	105.5t	465.5t	下水道管理係
	80.5m ³	3,084.6m ³	1,482.0t	71.5m ³	1,380.5m ³	395.1t	1,651.9t	用地整備係
21	1,124.0m ³	524.5m ³	561.0t	371.0m ³	1,658.2m ³	182.2t	527.1t	下水道管理係
	93.0m ³	1,639.4m ³	1,128.8t	56.8m ³	1,416.0m ³	516.3t	1,421.5t	用地整備係
22	731.0m ³	961.6m ³	1,245.8t	183.0m ³	1,088.5m ³	192.9t	573.4t	下水道管理係
	79.5m ³	2,253.8m ³	1,607.1t	64.0m ³	790.0m ³	504.1t	1,445.8t	用地整備係
23	1,088.2m ³	709.1m ³	992.4t	272.1m ³	1,617.6m ³	447.8t	843.5t	下水道管理係
	20.0m ³	1,571.0m ³	1,980.7t	22.7m ³	1,554.1m ³	659.5t	1,326.4t	用地整備係

※平成20年度より水道課工務係の業務は都へ移行しています。

資料：都市整備課
下水道課

- ・再生砕石の使用(道路工事)：路盤発生材やコンクリート発生材を再生骨材に使用する。
- ・粒状改良土の使用(道路工事)：建設工事により発生する土砂をプラントで改良し、埋め戻し用に使用する。
- ・スラグの利用：多摩川衛生組合でゴミ焼却灰を熔融し、ガラス状の固型物を細かく砕いて粒子化した固型物で、埋め戻しや粒状改良土に使用する。



3	事業名	除籍資料リサイクル提供
	担当部署	教育部 図書館 図書サービス係

評価基準
C

除籍資料リサイクル提供数

(単位：冊)

年度	19	20	21	22	23
一般書	5,204	5,358	4,143	5,494	4,844
児童書	1,736	3,952	2,862	5,075	4,301
雑誌	2,099	2,023	1,979	1,809	2,203
合計	9,039	11,333	8,984	12,378	11,348

資料：図書館

④ ごみに関する知識や、取り組みを広げる

1	事業名	消費生活展
	担当部署	市民生活部 地域活性課 地域振興係

評価基準
B

消費者、事業者、行政が連携して、身の回りのことを振り返り、環境について考え直す啓発イベントとして、昭和49年より毎年秋に消費生活展を実行委員会形式で開催しています。

その中で、「狛江市のごみ減量」について、様々な角度、視点から、ごみの減量対策や具体的な取り組みの提案を市民に向けて発信しています。

2	事業名	ごみ半減新聞の発行
	担当部署	建設環境部 清掃課 業務係

評価基準
B

平成7年から、ごみ半減新聞を発行しており、ごみの出し方、一人当たりのごみの量・ごみ処理経費、また中間処理施設、最終処分負担金等について、ごみに関することを多岐にわたり掲載しています。平成23年度は、3回発行しました。

⑤ ごみのない、美しいまちをつくる

1	事業名	多摩川統一清掃
	担当部署	建設環境部 清掃課 業務係

多摩川統一清掃

年 度	19	21	22	23
可燃ごみ (kg)	1,550	580	632	370
不燃ごみ (kg)	540	420	220	150
ビン (kg)	30	81	19	20
缶 (kg)	50	138	30	40
ペットボトル (kg)	15	41	18	20
合計 (kg)	2,185	1,260	919	600
参加人数 (人)	2,060	1,776	1,936	1,813

※20年度は護岸改修工事により中止

資料：清掃課

2	事業名	野川美化清掃		
	担当部署	建設環境部	環境政策課	環境政策係

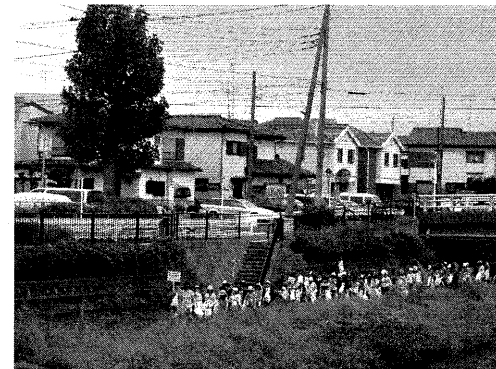
野川環境向上実行委員会が中心となり、市民、市内事業者、沿川の自治会・町会、学校の協力により、野川の清掃を平成16年度より実施しています。

平成23年度からは狛江第五小学校に加え、緑野小学校も清掃に参加し、参加人数が大きく増加しました。

野川美化清掃

年 度	19	20	21	22	23
回 収 量 (kg)	110	130	300	60	210
参加人数 (人)	188	176	163	169	246

～平成23年度の野川美化清掃の様子～



G 公害 「みんなが安心して暮らせるまち」

- ① 典型7公害を未然に防止する
 - 1 公害苦情処理
- ② その他の公害を防止する
 - 1 大気環境の調査
 - 2 地下水環境の調査
 - 3 空間放射線量のモニタリング調査

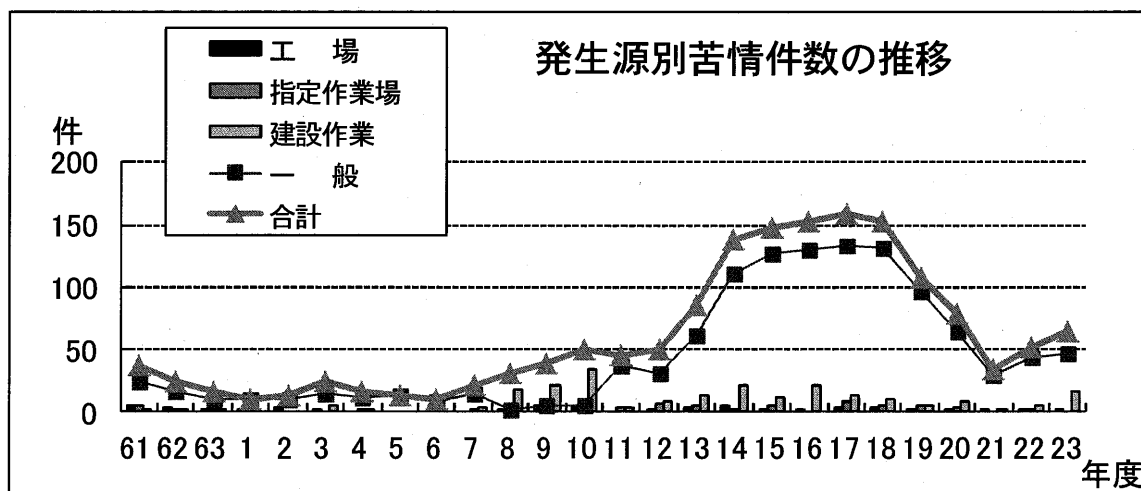
G 公害 「みんなが安心して暮らせるまち」

① 典型7公害を未然に防止する

1	事業名	公害苦情処理	評価基準
	担当部署	建設環境部 環境政策課 環境保全係	
			C

苦情の内容としては、騒音の苦情が最も多くなっており、発生源としての工場（事業場）・指定作業場に対する苦情は減少傾向にありますが、建設作業や一般家庭を対象とした苦情は増加傾向にあります。

また、あき地やあき家の管理の不徹底による雑草の繁茂や、樹木の枝葉の越境問題に関する苦情も増加傾向にあります。



公害苦情相談の状況

(単位：件)

発生源		工場	指定作業場	建設作業	一般	合計
種類						
典型7公害	大気汚染	1	0	2	9	12
	水質汚濁	0	0	0	1	1
	土壌汚染	0	0	0	1	1
	騒音	0	0	10	11	21
	振動	0	0	2	0	2
	地盤沈下	0	0	0	0	0
	悪臭	0	0	0	8	8
その他		0	0	2	17	19
合計		1	0	16	47	64

現象別苦情件数

(単位：件)

年 度		19	20	21	22	23
典型 7 公害	大気汚染	2	3	0	5	12
	水質汚濁	1	0	0	1	1
	土壌汚染	0	0	0	0	1
	騒 音	25(1)	19(1)	5	13	21
	振 動	0	0	0	1	2
	地盤沈下	1	0	0	0	0
	悪 臭	7	3	2	6	8
そ の 他		72	54	27	26	19
合 計		108(1)	79(1)	34	52	64

※ () 低周波騒音

発生源別苦情件数

(単位：件)

年 度	19	20	21	22	23
工 場	2	3	3	1	1
指定作業場	5	4	0	1	0
建設作業	5	8	2	6	16
一 般	96(1)	64(1)	29	44	47
合 計	108(1)	79(1)	34	52	64

※ () 低周波騒音

生活騒音の特徴

- ・ 近隣の限られた人たちに迷惑をかけます。
- ・ お互いに被害者にも加害者にもなりえます。
- ・ 被害感騒音の大きさだけでなく、加害者とのつき合いの程度にも影響されると言われています。
- ・ 法律や条例で規制することが難しいものです。

② その他の公害を防止する

1	事業名	大気環境の調査	評価基準
	担当部署	建設環境部 環境政策課 環境保全係	A

事業活動、市民生活、自動車の運行等により大気中に排出されている主な物質は、硫黄酸化物(SO_x)、一酸化炭素(CO)、炭化水素(HC)、窒素酸化物(NO_x)、ダイオキシン等があります。これらの物質には、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で望ましい環境上の基準(環境基準)が定められています。

詳細については、「V 平成 23 年度環境調査結果」を参照してください。

大気の測定結果(年平均)

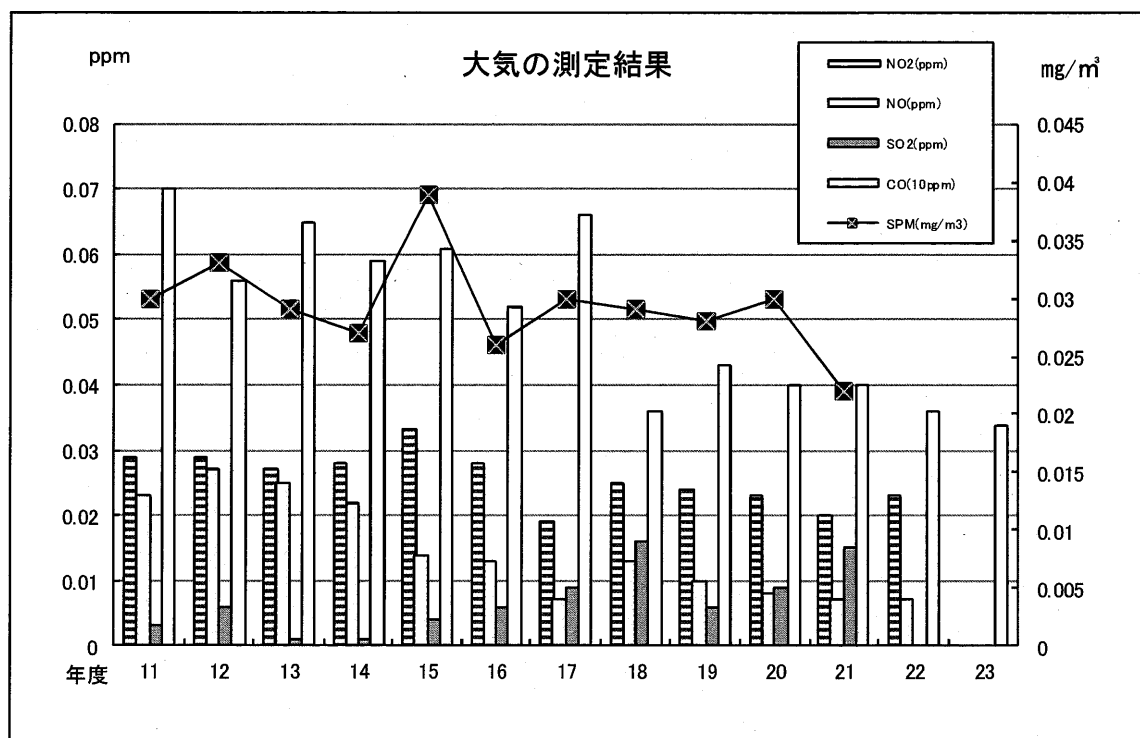
年度 物質名	19	20	21	22	23	環境基準(参考)
NO ₂ (ppm)	0.024	0.023	0.020	0.023	※2 —	※3 一時間値の一日平均値が 0.04～0.06ppm、またはそれ以下であること
NO(ppm)	0.010	0.008	0.007	0.007	※2 —	
SPM(mg/m ³)	0.028	0.030	0.022	※1 —	—	一時間値の一日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ一時間値が 0.20 mg/m ³ であること
SO ₂ (ppm)	0.006	0.009	0.015	※1 —	—	一時間値の一日平均値 0.04ppm 以下であり、かつ、一時間値が 0.1ppm 以下であること
CO(ppm)	0.43	0.40	0.41	0.36	0.34	一時間値の一日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること

資料：環境政策課

※1 平成 22 年 7 月で測定終了

※2 平成 23 年 2 月で測定終了

※3 一時間値とは、大気の汚染状況を測定し、一時間の間に得られた測定値を指します。



風向風速の状況

年 度		19	20	21	22	23
風 速	年平均 m/s	1.7	1.6	1.7	1.9	1.8
	最大 m/s (月)	11.8 (9月)	15.0 (4月)	14.8 (3月)	41.0 (6月)	15.9 (9月)
風 向	4～6月	南	南南東	南南東	南南西	南南東
	7～9月	南	南南東	南南東	南南西	南南東
	10～12月	北西	北西	北西	北西	北西
	1～3月	北西	北西	北西	北西	北西

資料：環境政策課

降雨状況

(単位：mm)

年度	19	20	21	22	23
年 間	844.5	1,877.0	1,455.0	872.5	1,113.8
最 大 (月)	81.0 (3月)	117.5 (8月)	116.0 (10月)	100.5 (12月)	153.5 (9月)

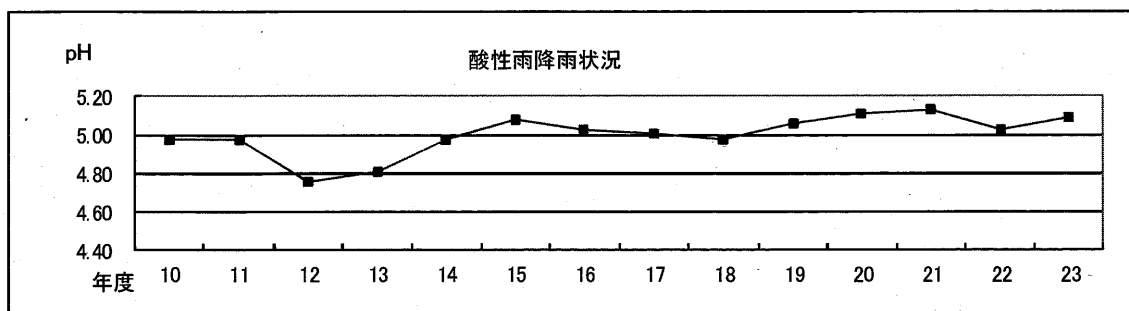
資料：環境政策課

酸性雨降雨状況

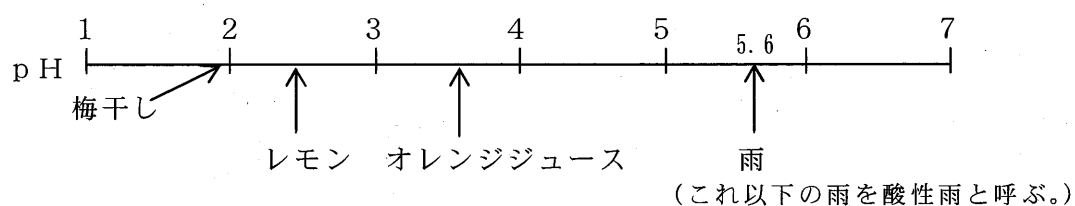
(単位：pH)

年度	19	20	21	22	23
p H	5.06	5.11	5.13	5.03	5.09

資料：環境政策課



水は中性で pH7 ですが、雨は空気中の二酸化炭素等を含んでいるため、わずかに酸性となっています。pH5.6 以下の雨を酸性雨と呼んでいます。



2	事業名	地下水環境の調査		
	担当部署	建設環境部	環境政策課	環境保全係

市内の井戸は、生活用水、業務用水（公衆浴場・研究所・病院等）、防火用水として利用されています。

地下水の調査

(単位：mg/ l)

年 度	19	20	21	22	23	環境基準
調査地点数	16	14	14	12	—	
トリクロロエチレン (平均値)	0.0015	<0.003	0.0011	0.0010	—	<0.03
テトラクロロエチレン (平均値)	0.0087	0.0054	0.0075	0.0078	—	<0.01
1, 1, 1-トリクロロエタン (平均値)	0.0002	<0.001	0.0002	0.0003	—	<1.00
硝酸性・亜硝酸性窒素	7.1313	5.9357	7.0857	6.4567	—	<10.0

※平成 23 年度は調査を実施していません。

資料：環境政策課

3	事業名	空間放射線量のモニタリング調査		
	担当部署	建設環境部	環境政策課	環境保全係

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響で、東京電力福島第一原子力発電所から放射性物質が飛散する事故が発生しました。これによる放射線の影響を監視するため、一般財団法人電力中央研究所の協力を得て市内 4 箇所の空間放射線量の測定を実施しています。

(単位: $\mu\text{Sv/h}$)

測定場所	最大値	最小値	平均値
市民グランド前	0.11	0.07	0.087
谷戸橋広場	0.10	0.05	0.076
狛江市役所前	0.12	0.08	0.096
狛江三叉路	0.12	0.08	0.102

〔全体の平均値〕 $0.090 \mu\text{Sv/h}$
(月毎の詳細な数値は P. 104 を参照)

※シーベルト (Sv) は人体が放射線を受けたときの影響の度合いを表す目安となる放射線量のこと

国際放射線防護委員会 (ICRP) が平成 19 (2007) 年に行った勧告では、平常時の放射線の管理基準が年間 1mSv 以下となっています。これは、一般の人が受ける放射線の量をなるべく低く抑えようとするための指標であり、健康に影響を及ぼすか否かを示す基準ではありません。またこの指標値には、自然界から受けると言われている年間 1.5mSv (日本平均) の放射線量や医療行為によって受ける放射線量は含まれていません。

国内では、国の原子力安全委員会が平常時のモニタリングとして、原子力施設の周辺住民等の健康と安全を守るため、環境における原子力施設に起因する放射性物質又は放射線による周辺住民等の線量が年間 1mSv を十分に下回っていることを確認し、その結果を周辺住民等に提供することとしています。

環境省では、放射線物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の指定や、除染実施計画を策定する地域の要件を、毎時 $0.23 \mu\text{Sv}$ 以上の地域であることとしました (測定位置は地上 $50 \text{cm} \sim 1 \text{m}$)。この数値は、追加被ばく線量年間 1mSv を、一時間あたりの放射線量に換算し、自然放射線量分を加えて算出されています。(東京都健康安全研究センターのホームページより)

※ 線量の換算方法

追加被ばく線量年間 1mSv を 1 時間あたりに換算すると、毎時 $0.19 \mu\text{Sv}$ と考えられます。

(1 日のうち屋外に 8 時間、屋内 (遮へい効果 (0.4 倍) のある木造家屋) に 16 時間滞在するという生活パターンを仮定)

毎時 $0.19 \mu\text{Sv} \times (8 \text{時間} + 0.4 \times 16 \text{時間}) \times 365 \text{日} = \text{年間 } 1 \text{mSv}$

ただし、測定器で測定される放射線には、事故由来の放射性物質による放射線に加え、大地からの放射線 (毎時 $0.04 \mu\text{Sv}$) が含まれます。このため、測定器による測定値としては、

$0.19 (\text{事故由来分}) + 0.04 (\text{自然放射線分}) = \text{毎時 } 0.23 \mu\text{Sv}$ である場合、年間の追加被ばく線量が 1mSv になります。

H まちなみ 「人の暮らしと環境が調和するまち」

① 環境に配慮したまちなみ整備を促進する

- 1 道路の状況
- 2 歩道整備
- 3 街路灯等の設置
- 4 あき地の適正管理
- 5 放置自転車の撤去
- 6 自転車駐輪場管理
- 7 屋外広告物の指導
- 8 歩きタバコ・ポイ捨て対策

② パートナーシップにもとづくまちなみ整備を促進する

- 1 まちづくり条例に基づく開発等事業
- 2 狛江のまち一魅力百選

H まちなみ 「人の暮らしと環境が調和するまち」

① 環境に配慮したまちなみ整備を促進する

「第3次基本構想」で掲げる将来都市像「私たちがつくる水と緑のまち」の実現を目指し、まちの骨格を形成する主要な幹線道路、生活道路について、歩行者の安全性や周辺環境等に配慮した整備を進めています。

1	事業名	道路の状況	評価基準
	担当部署	建設環境部 道路公園課 管理係	A

道路延長

(単位：m)

年 度	19	20	21	22	23
主要地方道	6,642	6,644	6,651	6,651	6,651
都 道	3,822	3,822	3,822	3,822	3,822
市 道	116,420	116,473	116,754	116,746	117,094
総 延 長	126,884	126,939	127,227	127,219	127,567

資料：道路公園課

2	事業名	歩道整備	評価基準
	担当部署	建設環境部 道路公園課 管理係	S

都市計画道路等の整備に伴い、歩道の整備、街路樹の植栽整備を進めています。

歩道の整備状況

(単位：m)

年 度	19	20	21	22	23
歩道延長 (累計)	173 (22,978)	△2 (22,976)	216 (23,192)	△34 (23,158)	143 (23,301)

資料：道路公園課

街路樹の植栽状況

(単位：本)

年 度	19	20	21	22	23
街路樹植栽	6,809	6,809	6,809	6,809	6,809

資料：道路公園課

3	事業名	街路灯等の設置
	担当部署	建設環境部 道路公園課 管理係

公共施設等の低炭素化を推進するため、二酸化炭素の排出が少ないＬＥＤ街路灯等の導入を進めています。

街路灯等の設置

(単位：基)

年 度	19	20	21	22	23
市管理灯	4,165	4,204	4,285	4,308	4,353
自治会等管理灯	254	254	263	267	266
緑地照明灯	116	116	116	116	116
公園照明灯	115	115	115	115	115
堀上緑道照明灯	17	17	17	17	17
野川サイクリング道路照明灯	47	47	47	47	47

資料：道路公園課

4	事業名	あき地の適正管理
	担当部署	建設環境部 環境政策課 環境保全係

評価基準

S

市内には人の使用していない土地、いわゆるあき地等が点在しています。使われていない理由はさまざまですが、適切に管理されていないと、知らないうちにあき地周辺の方々に迷惑をかけることになります。

市では、昭和46年度に「あき地の管理の適正化に関する条例」を定め、適正な管理に努めるよう、あき地の所有者に協力を求めています。

あき地・あき家等の不適正管理苦情の状況

(単位：件)

年 度	19	20	21	22	23
樹木・雑草の繁茂	22	16	16	26	14

※公害一般苦情から

資料：環境政策課

5	事業名	放置自転車の撤去
	担当部署	建設環境部 道路公園課 管理係

歩行者・自動車の通行障害、美観や防災上の問題となっている放置自転車の撤去等を行い、対策を推進しています。

放置自転車の撤去及び返還状況

年 度		19	20	21	22	23
自転車	撤去台数 (台)	5,752	5,386	5,177	3,192	2,408
	返却台数 (台)	4,543	4,155	4,144	2,401	1,622
	返 却 率 (%)	79.0	77.1	80.0	75.2	67.4
原 付 自転車	撤去台数 (台)	127	94	100	66	54
	返却台数 (台)	126	92	100	63	50
	返 却 率 (%)	99.2	97.9	100.0	95.5	92.6

資料：道路公園課

6	事業名	自転車駐輪場管理
	担当部署	建設環境部 道路公園課 管理係

自転車駐輪場の整備

駐 輪 場	設置数 (ヶ所)	収容台数 (台)
有料駐輪場 (民間)	9	5,820
無料駐輪場 (公共)	3	860

7	事業名	屋外広告物の指導
	担当部署	建設環境部 道路公園課 管理係

評価基準

A

違反屋外広告物の撤去状況

撤去広告物	年度 数	19	20	21	22	23
はり紙	撤去回数	15	33	30	47	136
	枚数 (枚)	1,026	2,176	2,031	1,560	2,874
立看板	撤去回数	3	6	0	0	0
	本数 (本)	135	16	0	0	0

資料：道路公園課

8	事業名	歩きたばこ・ポイ捨て対策		
	担当部署	建設環境部	環境政策課	環境政策係

評価基準
A

歩きたばこやポイ捨ては、まちの美観を損ねるだけでなく、火種によるやけどや、副流煙による健康被害等、周囲の人にも被害を及ぼします。

狛江市では、平成 23 年度に路上喫煙状況調査を行い、調査の結果から、歩きたばこをしている人が特に多い場所に喫煙所を設置し、歩きたばこの減少を図りました。また、区域が明示されておらず、副流煙等の苦情が多く寄せられていた、狛江駅北口噴水横にあった喫煙場所については、狛江駅北口交番前に移設しました。

平成 23 年度末現在、移設したものも含め、狛江駅に 2 箇所、和泉多摩川駅に 1 箇所の喫煙場所を設置しています。喫煙場所を設置することで、路上での分煙を図るとともに、喫煙マナーアップキャンペーン等を通して、喫煙者のモラルやマナーの向上を図っています。

② パートナースhipにもとづくまちなみ整備を促進する

1	事業名	まちづくり条例に基づく開発等事業		
	担当部署	建設環境部	都市整備課	企画計画係

評価基準
C

まちづくり条例は、安心して暮らせる、やすらぎのある住環境を維持し創造するため、土地利用計画や建築等に関する手続きを定めることにより、市民、事業者及び市の協働による望ましいまちづくりを計画的に推進することを目的として制定されています。この目的を達成するため「まちづくり委員会」が設置されています。

また、まちづくり委員会は、近隣住民、事業者、市との調整機関として、近隣住民等からの請求により「調整会」を開催します。

まちづくり条例に基づく開発等事業

(単位：件)

年 度	19	20	21	22	23
開 発 行 為	5	10	7	6	10 (2)
建 築 事 業	22 (3) [3]	11 (1) [2]	19 (2) [1]	16	18
土地利用の変更等	1	0	0	4	7
合 計	28	21	26	26	35

注) () は調整会による調整件数 [] は取り下げ件数

資料：都市整備課

2	事業名	狛江のまち—魅力百選
	担当部署	建設環境部 都市整備課 企画計画係

自然や風景、伝統・文化に根ざした地域の行事、独自性を生かした活動等狛江のまちの魅力を募集し、紹介することで狛江のまちが持つ良さを掘り起こすとともに、狛江の「いいこと」「いいところ」を共有し、まちづくりを進めるきっかけとすべく平成19年度に創設したものです。

応募状況

年 度	募集期間	応募総数	応募内容	選定数
19	H19. 7 月上旬～H19. 9 月上旬	108	68	23
20	H20. 7 月上旬～H20. 9 月上旬	14	14	17
21 (2回募集)	H21. 5 月上旬～H21. 7 下旬 H21. 12 月上旬～H22. 1 月上旬	27	26	25
22	H22. 5 月上旬～H22. 8 下旬	6	6	7
23	H23. 5 月上旬～H23. 8 下旬	34	34	19

※平成20年度選定数には、平成19年度選定されなかったものを含む。

平成21年度選定数には、平成19・20年度選定されなかったものを含む。

平成22年度選定数には、平成19・20・21年度選定されなかったものを含む。

平成23年度選定結果

分 野	選 定 内 容
自然環境	いつまでも残したい樹林地（東和泉2丁目の屋敷林）
	電研のサクラ
	みどりの連なり
歴史的資産	天台宗の古刹、玉泉寺
	今なお残る石造物（お地藏様、月待塔、庚申塚等）
	狛江の新パワースポット！耳切り地藏
	前原塚古墳
	兜塚古墳
	住宅街の真ん中の古墳、亀塚古墳
まちづくり	きれい！透明！狛江の川特集（西野川のせせらぎ）
	旧野川の大橋
	街並み形成—生活のコンセプトを共有する開発（狛江タウンハウス）
	まちの縁側（こまえ正吉苑が提供するオープンスペース）
活 動	絵手紙サロン
	絵手紙メモリアルポスト
	狛江共生の家「多麻」
	誰もが市民として暮らせる地域づくり～狛江のとあるカレーショップ～
	～町を明るくしよう～狛江、町おこし活動（楽市）
	美しいしらべと花が紡ぐ人との出会い

I パートナースhip 「みんなのおもいと行動でつなぐまち」

① 気づく・わかる

- 1 水辺の楽校・前原公園・狛江弁財天池特別緑地保全地区・小足立のびのび公園
- 2 団体・組織との協働形態
- 3 まなび講座

② 環境保全に取り組む人をつくる

- 1 環境保全活動への支援
- 2 環境教育・環境学習の推進
- 3 アドプト制度の推進、拠点活動

③ ネットワークを形成する

- 1 環境保全実施計画を推進する

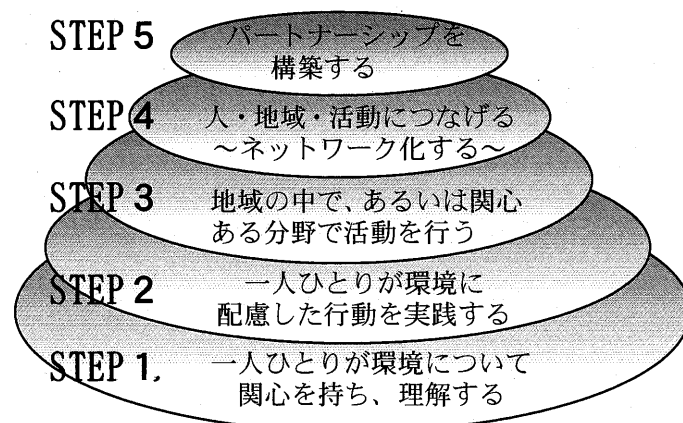
④ 共通的な取り組みを進める

- 1 環境保全に関連する地域情報・広報活動

1 パートナースhip 「みんなのおもいと行動でつなぐまち」

市民、事業者、行政がさまざまなつながりの中で、環境を含めたまちづくりを進めるうえで自主的・積極的に進められる社会の実現のため、パートナーシップの形成を推進します。

パートナーシップの形成に向けた仕組み



① 気づく・わかる

1	事業名	水辺の楽校・前原公園・狛江弁財天池特別緑地保全地区・小足立のびのび公園	評価基準 B
	担当部署	建設環境部 環境政策課 環境政策係 道路公園課 管理係	

水辺の楽校：身近な自然教育の場である多摩川において、野鳥観察会、春秋の七草観察会、樹木マップづくり、化石調査、水辺の生き物観察会、昆虫観察会、川の安全指導講習会、源流体験等を行うとともに、学校の環境学習の場としても活用しています。

前原公園：前原公園内にとんぼが生息する池を設け、市民の会による管理の下、身近な生き物を大切に見守り保全しています。

狛江弁財天池特別緑地保全地区：かつては湧水が豊富に湧き出していた弁財天池として親しまれた一角を、特別緑地保全地区として東京都の指定を受け、樹木等を大切に保護しています。特別緑地保全地区では、市民の会による保全活動のおかげで四季折々の植物が見られ、野鳥や昆虫等の貴重な棲息場所となっています。

小足立のびのび公園：地域のふれあいの場として、市民の会による自然観察会、野外映画会等が行われ、地域交流の場となっています。

2	事業名	団体・組織との協働形態
	担当部署	企画財政部 政策室 協働調整担当

評価基準
B

協働形態

協 働 事 業 (件数)						登 録 団 体 (団体数)					
年度 事業形態	19	20	21	22	23	年度 団体の種類	19	20	21	22	23
財政的支援(補助金等)	20	22	20	21	22	NPO法人	6	8	7	7	6
参入の機会提供 (委託・協定等)	36	38	39	36	37	任意団体	33	39	41	41	43
共催・後援	137	174	158	171	156	その他					
意見・情報交換	3	2	2	2	3						
計	196	236	219	230	218	計	39	47	48	48	49

資料：政策室

3	事業名	まなび講座
	担当部署	市民生活部 地域活性課 市民文化係

評価基準
A

市民で構成する団体を対象に、市の職員が出向き、行政の制度や市政の取組み等を説明しています。

まなび講座

年 度	19	20	21	22	23
実施件数（件）	12	13	4	9	12
延べ受講者数（人）	246	249	139	184	237

資料：地域活性課

② 環境保全に取り組む人をつくる

1	事業名	環境保全活動への支援
	担当部署	建設環境部 環境政策課 環境政策係

評価基準
B

環境を考える会の活動

項 目	回数（回）	参加者数（人）	項 目	回数（回）	参加者数（人）
会議	10	128	家庭園芸 （花・堆積落葉配布）	1	約 200
二酸化窒素調査	2	67	環境学習	1	約 200
河川調査	4	20	廃食用油の活用	3	約 150
酸性雨調査	降雨時	5	パネル広報	2	—

資料：環境政策課

2	事業名	環境教育・環境学習の推進
	担当部署	教育部 指導室（小中学校）

評価基準
B

CO₂削減アクション月間として、6月の7日間、小学校5年生・中学校1年生を中心に、チェックシートを使って、身近な生活でCO₂削減の実践行動をするように啓発しています。チェックシートには、「使っていない照明を消す」「テレビは見たいものを選んでつける」等、子どもが興味・関心をもって手軽に行うことができ、数値化することによって手ごたえを感じることができるような工夫をするとともに、その活動を通して家庭への啓発も図っています。また、全児童・生徒に対して、校長による環境講話も行っています。

さらに、学校ごとに環境学習コーディネーターの教員を決め、年2回連絡協議会を行っています。その教員等が中心となって、サマースクールで保護者と協力してエコバックを作成したり、企業人材の協力を得て、地球温暖化や燃料電池についての講義を受けたり、多摩川の水辺の楽校を活用して動植物の観察や清掃活動を行ったり、エネルギー環境館の見学をしたりする等、各学校が体験や課題追究を通して環境学習を行えるように工夫しています。

また、中学校の中には、生徒会が中心となり、近隣の小学校と連携して学校周辺の清掃活動を行い、主体的に環境整備に取り組む姿勢を育んでいるところもあります。

3	事業名	アドプト制度の推進、拠点活動
	担当部署	建設環境部 道路公園課 管理係 市民生活部 地域活性課 市民活動推進係 教育部 学校教育課 教育庶務係

評価基準
B

平成16年6月から地域活動の一環として、14団体が公園・道路・学校等、市の管理地での清掃・除草等を実践しています。

アドプト制度

道路や公園等の公共施設について、管理者とボランティア団体・個人等の市民が協定を結び、公共施設を「養子」とみなし、市民が「里親」となって、美化・清掃活動等の管理を行う制度。

管理者は、清掃道具の提供等の支援を行うとともに、当該施設の美化・清掃活動等が里親である市民にとって実施されていることを看板等で示します。そのため、公共施設への愛着がわくとともに、市民主体の地域にあった公共施設の管理がされ、有効活用が図られることが期待されます。

③ ネットワークを形成する

1	事業名	環境保全実施計画を推進する		
	担当部署	建設環境部	環境政策課	環境政策係

評価基準
B

環境保全実施計画推進委員会の中で、各ワーキングの活動状況を報告し、協働で取り組む環境講演会等のイベントを計画するとともに、行政の取組状況についても報告を受け、環境保全実施計画を推進しています。

環境保全実施計画推進委員会等の構成 (単位：人)

名称	構成
環境保全実施計画推進委員会	8
緑ワーキング	8
水ワーキング	6
エネルギーワーキング	6
ごみ減量ワーキング	6

資料：環境政策課

④ 共通的な取り組みを進める

1	事業名	環境保全に関連する地域情報・広報活動		
	担当部署	建設環境部	環境政策課	環境政策係 企画財政部 秘書広報室 広報広聴担当

評価基準
B

地域の環境関連情報の提供

- ・水辺の楽校リーフレット（狛江水辺の楽校）の作成及び配布
- ・森と泉の狛江（狛江弁財天池特別緑地保全地区）の作成及び配布

環境に関わる広報活動

- ・環境月間事業の広報及び事業の実施
- ・生垣等設置補助事業案内のリーフレット配布及び広報
- ・雨水浸透ます設置助成案内のリーフレット配布及び広報

平成 23 年度の環境保全実施計画推進委員会の推進活動

市民・事業者・有識者が、行政とのパートナーシップのもとに、環境保全の推進活動を行っています。

《主催事業》

- * 環境パネル展 (6月1日～15日)
- * 緑のカーテン推進 (6月4日) ・ゴーヤを育苗し、260世帯に2鉢ずつ配布
- * 環境施設見学会 (8月30日) ・二ツ塚廃棄物広域処理場・多摩川衛生組合
- * 環境推進講演会 (11月6日) ・狛江の水みちと湧水の再生
- ” (3月18日) ・楽しいガーデニングで地域貢献と交流～私たちの庭からはじまるまちづくり～
- * 環境施設視察研修 (11月9日) ・日本大学 生物環境科学研究センター

《参加協力事業》

- * 野川美化清掃 (10月24日)
- * 喫煙マナーアップキャンペーン (11月13日)

Ⅳ 環境マネジメント

Ⅳ 環境マネジメント

地球環境の保全に向けて

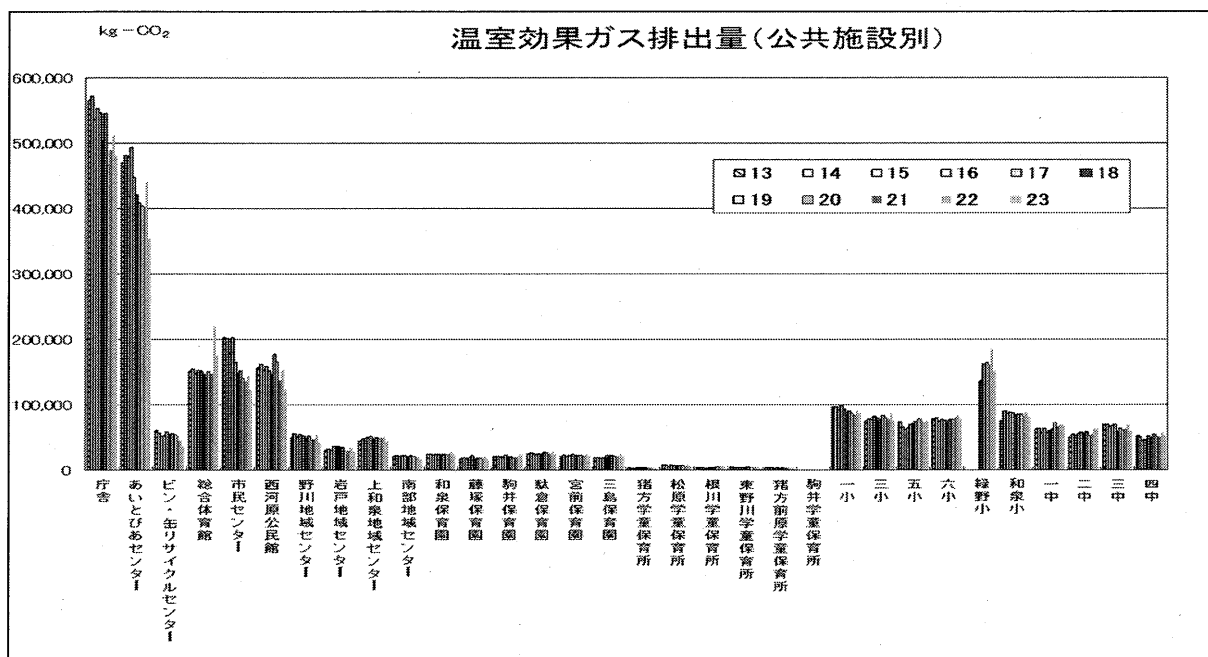
市役所は市内の一事業所として、地域や地球の環境問題に大きく関わっています。市役所としての事業活動において発生するさまざまな環境負荷について、いかに低減するかを職員一人ひとりが意識して取り組むことが重要となります。そのため、「狛江市地球温暖化対策実行計画書」、「市職員による環境負荷低減のための行動指針」に基づき、エネルギー使用、紙ごみの発生の抑制や再資源化を推進しています。

事業名	エネルギー使用量の調べ
担当部署	建設環境部 環境政策課 環境政策係

公共施設及び庁用車のエネルギー使用量と温室効果ガス排出量

年 度	13 (基準年)	目標 (H24 まで)	19	20	21	22	23	13 年度 比
電力使用量(kWh)	6,646,819	-2.6%	6,344,670	6,298,182	6,181,773	6,513,271	6,081,785	-8.5%
都市ガス使用量(m ³)	324,502	-0.5%	333,781	306,980	292,198	370,134	334,608	3.1%
灯油使用量(l)	18,582	-0.5%	13,603	13,917	13,975	10,655	10,482	-43.6%
水使用量(m ³)	128,463	-0.2%	113,321	126,259	122,526	135,845	181,112	41.0%
車 ガソリン使用量(l)	22,444	-5.1%	13,843	11,892	12,144	12,357	12,299	-45.2%
両 軽油使用量(l)	9,917	-5.1%	6,092	6,366	4,573	2,821	2,329	-76.5%
温室効果ガス排出量(kg-CO ₂)	3,018,474	-2.0%	2,881,347	2,798,323	2,717,793	2,965,008	2,714,369	-10.1%

※狛江市においては、対象となる温室効果ガスを、CO₂に換算し、推計しています。



事業名	紙の購入量・複写機の使用回数の調べ
担当部署	建設環境部 環境政策係 環境政策係

公共施設の紙の購入量と複写機の使用状況

年 度	13	19	20	21	22	23	13年度比
紙の購入量（千枚）	8,206	13,549	10,706	11,154	11,296	13,193	60.8%
複写機使用回数（千回）	1,987	5,284	8,217	6,601	6,253	11,940	501.0%

事業名	庁舎内の可燃ごみ組成分析
担当部署	建設環境部 環境政策課 環境政策係

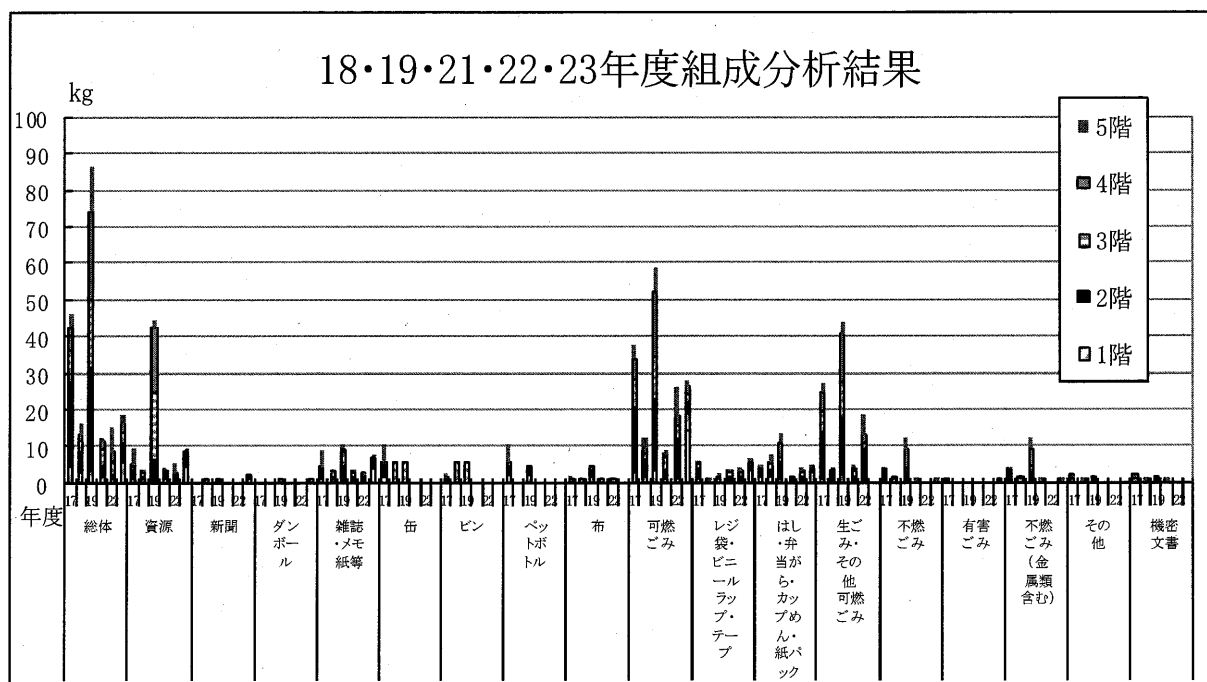
リサイクルの取組み状況を把握するため、庁舎から排出される可燃ごみの組成分析を行っています。

階別組成分析結果（排出量）

（単位：kg）

年月日	H19. 3. 29	H20. 3. 31	H21. 6. 30	H22. 10. 19	H23. 11. 29
総計	16.42	86.45	11.97	25.46	18.34
1階	2.47	3.14	1.10	0.80	5.20
2階	5.62	27.90	3.25	10.85	5.20
3階	2.95	18.62	4.60	3.40	3.00
4階	1.73	24.32	1.80	2.75	2.67
5階	3.65	12.45	1.22	7.66	2.27

※平成20年度は未実施



事業名	環境配慮型物品等の購入状況調べ
担当部署	建設環境部 環境政策課 環境政策係

地球温暖化、環境汚染等が大きな社会問題になっていることから、市としても環境負荷の低減を図るため、省資源、省エネルギー、廃棄物の削減などに努めるとともに、「環境に配慮した物品の調達ガイド」を作成し、グリーン購入活動の推進に努めています。

環境配慮型物品等の購入状況

(単位：点)

年度	19	20	21	22	23
調達総点数	36,915	156,572	139,901	473,793	149,530
グリーン点数	19,644	68,865	86,633	395,092	96,504
配慮比	53.2%	44.0%	61.9%	83.4%	64.5%

事業名	低公害車の導入状況
担当部署	建設環境部 環境政策課 環境保全係

自動車をもたらす環境への負荷を低減するために、低公害車の導入を進めています。

低公害車の導入状況

(単位：台)

車種別	東京都指定低公害車					燃料別	国土交通省認定低排出ガス車					
	台数	良	優	超	他		台数	☆	新 ☆☆☆	新 ☆☆☆☆	超低PM ☆☆☆☆	他
小型貨物自動車	19	5	2	7	5	LPG・ガソリン	14	0	10	4	0	0
普通貨物自動車	2	1	0	1	0	軽油	10	0	0	0	7	3
小型・普通乗用自動車	5	0	0	4	1	ハイブリッド	2	0	0	1	0	1
軽乗用自動車	1	0	0	1	0	天然ガス	0	0	0	0	0	0
軽貨物自動車	19	0	8	4	7	電気・燃料電池	0	0	0	0	0	0
乗合自動車	0	0	0	0	0	メタノール	0	0	0	0	0	0
総使用台数の合計	46	6	10	17	13	合計	26	0	10	5	7	4

※東京都指定低公害車とは、「東京都低公害車指定要綱」に規定されている低公害車を指します。

※国土交通省認定低排出ガス車とは、国土交通省の「低排出ガス車認定実施要領」に基づき認定される低公害車を指します。

V 平成 23 年度環境調査結果

V 平成 23 年度環境調査結果

1. 大気

※測定器のメンテナンス期間により欠測となつてゐる期間を除くすべての日において、環境基準を満たしています。

(1) 二酸化窒素 (NO₂) (平成 24 年 2 月で測定を終了しています。)

① 測定点 市役所

② 性質 赤褐色刺激臭

呼吸器に影響を与える、酸性雨の原因物質

燃料中に含まれてゐる窒素が燃焼の際に酸化して発生する等、高温状態で窒素と酸素が反応して発生します。生成時の窒素酸化物の 90% 以上は、一酸化窒素ですが、太陽光照射下で酸化され、二酸化窒素が発生します。

③ 環境基準 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

④ 測定結果 (単位：ppm)

月	23 / 4	5	6	7	8	9	10	11	12	24 / 1	2	3
平均	0.016	0.016	0.025	0.013	0.013	0.014	0.019	0.028	0.025	0.023	0.026	—
最高	0.066	0.065	0.044	0.061	0.053	0.044	0.076	0.067	0.059	0.072	0.090	—
最低	0.000	0.001	0.006	0.004	0.005	0.003	0.003	0.006	0.003	0.003	0.003	—

(2) 一酸化窒素 (NO) (平成 24 年 2 月で測定を終了しています。)

① 測定点 市役所

② 性質 無色無臭

③ 測定結果

(単位：ppm)

月	23 / 4	5	6	7	8	9	10	11	12	24 / 1	2	3
平均	0.005	0.001	0.002	0.002	0.003	0.003	0.004	0.013	0.015	0.011	0.003	—
最高	0.047	0.030	0.036	0.038	0.040	0.040	0.047	0.152	0.120	0.128	0.030	—
最低	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	—

(3) 浮遊粒子状物質 (SPM) (平成 22 年 7 月で測定を終了しています。)

① 測定点 市役所

② 性質 大気中で気体のように長期浮遊している微粒子で 10μ (ミクロン) 以下のものを指します。($\mu = 1\text{ mm}$ の $1,000$ 分の 1)

視覚障害の原因になり、呼吸器に影響を与えます。

③ 環境基準 1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

④ 測定結果 (単位: mg/m^3)

月	22 /4	5	6	7	8	9	10	11	12	23 /1	2	3
平均	0.014	0.015	0.016	0.039	-	-	-	-	-	-	-	-
最高	0.020	0.021	0.023	0.102	-	-	-	-	-	-	-	-
最低	0.010	0.010	0.011	0.006	-	-	-	-	-	-	-	-

(4) 二酸化硫黄 (SO_2) (平成 22 年 7 月で測定を終了しています。)

① 測定点 市役所

② 性質 無色刺激臭

燃料中の硫黄分が燃焼して発生します。

呼吸器に影響を与え、酸性雨の原因にもなります。

③ 環境基準 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値 0.1ppm 以下であること。

④ 測定結果 (単位: ppm)

月	22 /4	5	6	7	8	9	10	11	12	23 /1	2	3
平均	0.014	0.015	0.016	0.016	-	-	-	-	-	-	-	-
最高	0.020	0.021	0.023	0.022	-	-	-	-	-	-	-	-
最低	0.010	0.010	0.011	0.011	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 一酸化炭素 (CO)

① 測定点 市役所

② 性質 無色無臭

燃料の不完全燃焼により発生します。

血液中のヘモグロビンと結合し、酸素を供給する能力を阻害することで、頭痛、吐き気、めまいなどの症状が現れます。

③ 環境基準 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

④ 測定結果

(単位: ppm)

月	23 /4	5	6	7	8	9	10	11	12	24 /1	2	3	年実績	
平均	0.31	0.31	0.34	0.22	0.25	0.23	0.32	0.47	0.44	0.41	0.41	0.41	年平均値	0.34
最高	0.79	0.76	1.17	0.81	0.83	0.64	1.00	1.75	1.46	1.57	1.47	1.62	年最高値	1.75
最低	0.15	0.14	0.12	0.10	0.07	0.08	0.09	0.15	0.15	0.14	0.15	0.19	年最低値	0.07

(6) 降下ばいじん (平成19年度測定終了)

① 測定点 市役所 (地上24.7m)

② 性質 大気中の粒子状物質の中で、それ自体の重力や雨等によって降下する粉じんやばいじん等 (ミクロン) のものを指します。

③ 測定結果

	19 /4~6	7~9	10~12	20 /1~3	平均
総降下ばいじん量 (t/km ²)	5.8	4.7	2.1	1.0	3.4
不溶性降下ばいじん量 (t/km ²)	4.0	1.5	0.1	0.9	1.6
溶解性降下ばいじん量 (t/km ²)	1.8	3.2	2.0	0.1	1.8
硫黄酸化物 (t/km ²)	0.33	0.43	<0.15	<0.15	0.27
窒素酸化物 (t/km ²)	0.02	0.38	0.20	0.09	0.17
フッ素化合物 (kg/km ²)	3.2	2.1	<1.0	1.6	2.0
鉛 (kg/km ²)	1.6	2.1	<0.75	<0.75	1.3

(7) 風速

① 測定点 市役所 (地上 26.7m)

② 測定結果

(単位: m/s)

月	23 / 4	5	6	7	8	9	10	11	12	24 / 1	2	3	年 実 績
平 均	2.5	1.9	1.7	2.3	1.7	2.3	1.7	1.2	1.3	1.5	1.6	1.9	1.8
最 高	12.2	8.5	10.9	10.5	8.4	15.9	10.8	8.3	5.6	5.7	11.0	11.0	15.9

(8) 降雨量

① 測定点 市役所 (地上 24.7m)

② 測定結果

月	23 / 4	5	6	7	8	9	10	11	12	24 / 1	2	3	年 実 績
降雨日数 (日)	5	15	12	8	14	10	10	8	7	7	8	12	116
降雨量 (mm)	68.0	213.8	15.5	76.5	206.5	28.5	118.5	95.5	4.5	55.5	91.5	139.5	1,113.8
日最大降雨量 (mm)	40.5	81.0	27.0	30.5	97.0	153.5	54.0	62.0	43.0	19.0	29.5	44.5	153.5
起日 (日)	23	29	13	21	26	21	5	19	3	21	7	5	23/9/21
最大1時間降雨量 (mm)	11.0	14.5	10.0	15.0	49.0	25.5	9.0	10.5	9.0	5.0	6.5	6.5	49.0
起日 (日)	23	29	13	30	26	21	22	19	3	21	23	5	23/8/26

2. 化学物質

(1) 化学物質の適正管理

- ① 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 110 条に基づいて市内事業所より届け出られた適正管理化学物質の使用量等報告
- ② 報告内容 平成 23 年度 (単位: kg/年)

適正管理化学 物質名	届出 件数	使用量	製造 量	製品として の出荷量	環 境 へ の 排 出 量			事業所外への移動量		
					大気	公共 水域	その他	廃棄物	排水 (下水道)	
塩酸	1	170.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	170.0	170.0	0.0
キシレン	7	233,810.0	0.0	232,000.0	462.6	0.0	0.0	450.0	450.0	0.0
六価クロム化合物	1	390.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	170.0	170.0	0.0
クロロホルム	1	26.0	0.0	0.0	5.0	0.0	0.0	21.0	21.0	0.0
酢酸エチル	1	64.0	0.0	0.0	51.0	0.0	0.0	13.0	13.0	0.0
酢酸ブチル	1	41.0	0.0	0.0	41.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
酸化エチレン	1	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
シアン化合物	1	20,000.0	0.0	20,000.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
硝酸	3	210,530.0	0.0	0.0	74.0	0.0	0.0	146.0	146.0	0.0
テトラクロロエチレン	2	1,380.0	0.0	0.0	910.0	0.0	0.0	330.0	330.0	0.0
トルエン	6	488,140.0	0.0	486,000.0	639.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ヘキサン	4	60,680.0	0.0	60,000.0	203.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ベンゼン	5	23,099.0	0.0	23,000.0	16.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ホルムアルデヒド	1	480.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	480.0	480.0	0.0
メタノール	3	2,501.0	0.0	0.0	2,493.0	0.0	0.0	8.0	8.0	0.0
硫酸	3	920.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	261.0	261.0	0.0
合 計		1,042,281.0	0.0	821,000.0	4,895.7	0.0	0.0	2,049.0	2,049.0	0.0

事業所での適正管理化学物質使用量（事業所の購入量）と、製造量・製品として出荷される量・環境への排出量・事業所外への移動量の合計の差分は、処理または回収により環境への排出を免れた化学物質質量、または事業所内で保管されている製品や廃棄物に含有される化学物質質量です。

これとは逆に、製造量・製品としての出荷量・環境への排出量・事業所外への移動量の合計が、化学物質使用量を上回る場合もあります。

これは、届出が小数点以下二桁を有効数字としているために事業所ごとの数字を積み上げた場合や、事業所での化学物質の購入から製造・出荷までに年度を越える場合等に生じます。

3. 水

(1) 多摩川の水質

① 測定地点 世田谷区境 (駒井町3丁目27番先)

② 測定結果

測定年月日	H23 6/9	H23 11/10	環境基準の水質類型B
流量 (m ³ /s)	19.2	13.4	
気温 (°C)	25.0	16.0	
水温 (°C)	20.4	17.8	
外観	淡灰黄色微濁	淡灰黄色微濁	
臭気	微河藻臭	微河藻臭	
透視度 (cm)	>50.0	>50.0	
水素イオン濃度 (pH)	7.7	8.0	6.5~8.5
溶存酸素量 (DO) (mg/l)	9.3	10.5	5 mg/l 以上
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/l)	0.7	0.5	3 mg/l 以下
化学的酸素要求量 (COD) (mg/l)	3.6	3.0	
浮遊物質 (SS) (mg/l)	3	1	25 mg/l 以下
アンモニア性窒素 (mg/l)	0.08	0.02	
全窒素 (mg/l)	4.91	5.61	
りん酸性りん (mg/l)	0.218	0.408	
全りん (mg/l)	0.240	0.421	
陰イオン界面活性剤 (MBAS) (mg/l)	<0.02	<0.02	
大腸菌群数 (MPN/100ml)	4,900	7,900	5,000MPN/100ml 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	4.73	5.30	

(2) 野川の水質

① 測定地点 谷戸橋 (東野川4丁目29番先)

② 測定結果

測定年月日	H23 6/9	H23 11/10	環境基準の水質類型D
流量 (m ³ /s)	0.174	0.310	
気温 (°C)	24.1	14.3	
水温 (°C)	21.8	13.8	
外観	淡灰黄色微濁	淡灰黄色微濁	
臭気	微河藻臭	微河藻臭	
透視度 (cm)	>50.0	>50.0	
水素イオン濃度 (pH)	7.7	7.7	6.0~8.5
溶存酸素量 (DO) (mg/l)	10.0	11.3	2 mg/l 以上
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/l)	0.9	0.5	8 mg/l 以下
化学的酸素要求量 (COD) (mg/l)	2.8	1.7	
浮遊物質 (SS) (mg/l)	2	3	100 mg/l 以下
アンモニア性窒素 (mg/l)	0.03	0.01	
全窒素 (mg/l)	2.94	6.53	
りん酸性りん (mg/l)	0.013	0.013	
全りん (mg/l)	0.030	0.027	
陰イオン界面活性剤 (MBAS) (mg/l)	<0.02	<0.02	
大腸菌群数 (MPN/100ml)	33,000	4,900	5,000MPN/100ml 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	2.83	6.03	

4. 地下水

(1) 地下水揚水量（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく平成23年地下水揚水量報告書より）

① 報告箇所 市内 16 か所

② 報告内容

(単位：m³)

報 告 地	地下水揚水量	用 途 別 用 水 量						
		製造	冷却	冷房	水洗	洗車	公衆	その他
岩戸北2－11	858	0	0	0	0	0	0	858
東和泉3－2	7,605	0	0	0	0	0	7,605	0
和泉本町4－11	128,219	0	0	12,754	38,263	0	0	77,202
和泉本町浄水場 他4ヶ所	934,300	0	0	0	0	0	0	934,300
西野川2－33	1,119	0	0	0	0	0	0	1,119
西野川3－11	0	0	0	0	0	0	0	0
西野川4－5	4,519	0	0	0	0	0	4,519	0
東和泉1－12	5,400	0	0	0	0	0	5,400	0
元和泉1－7	3,417	0	0	0	0	0	0	3,417
東野川1－30	3,698	0	0	0	0	0	3,698	0
岩戸南2－2	1,940	0	0	0	0	0	0	1,940
中和泉5－17	2,898	0	0	0	0	2,898	0	0
岩戸南1－7	754	0	0	0	754	0	0	0
元和泉1－2	782	0	0	0	0	0	0	782
元和泉2－30	67	0	0	0	0	0	0	67
東和泉1－34	921	0	0	0	0	0	0	921
計	1,096,497	0	0	12,754	39,017	2,898	21,222	1,020,606

(2) 地下水調査

① 採水井戸 市内 12 か所

② 採水日 平成 22 年 12 月 10 日 (平成 23 年度未実施)

③ 測定結果

(単位: mg/l)

測定点	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	硝酸性・亜硝酸窒素
猪方 2-4	0.001	0.0029	0.0005	7.95
猪方 2-7	<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.01
猪方 3-11	0.001	0.044	0.0006	6.98
猪方 3-13	<0.001	0.013	<0.0002	7.97
猪方 3-16	<0.001	<0.0002	<0.0002	4.79
猪方 3-16	<0.001	0.0042	<0.0002	6.68
猪方 3-17	<0.001	0.012	<0.0002	8.05
猪方 3-32	<0.001	0.0047	<0.0002	6.93
猪方 3-3	<0.001	0.0002	<0.0002	5.85
猪方 3-36	<0.001	0.011	<0.0002	8.11
猪方 3-40	<0.001	0.0008	<0.0002	9.02
猪方 4-2	<0.001	0.0004	<0.0002	5.14
環境基準	0.03 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	1 mg/l 以下	10 mg/l 以下

テトラクロロエチレンについて環境基準を満たさない結果の井戸がありましたが、いずれも飲用ではなく生活用水として使用されているため人体への影響の心配はありません。

環境基準とは、水の場合「一日 20 を 70 年間飲用しても人体に影響がない」という基準で定められています。環境基準を満たさない水であっても、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン等は揮発性の有機塩素系化合物であるため、5 分以上煮沸することで 90% 取り除くことができます。硝酸性窒素・亜硝酸性窒素はアンモニウムが酸化したものです。物質としては不安定なため、好氣的環境では硝酸塩に嫌氣的環境ではアンモニウム塩に速やかに変化します。いずれも、飲用でない場合、庭にまぐ、洗濯に使う等の用途で空気に触れることによって分解されます。

5. 騒音・振動

(1) 道路騒音・振動・交通量測定結果

① 測定点

都道3号線（世田谷町田線）東和泉1-28-1 通称：世田谷通り

都道11号線（大田調布線）和泉本町1-1-5 通称：狛江通り

② 測定日 平成24年2月21日（火）～22日（水）

③ 測定時間帯 騒音・振動：午前8時～翌午前8時

交通量：午前8時～翌午前8時

④ 測定結果

測定点	等価騒音レベル (dB)		振動レベル (dB)		交通量 (台/10分)	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
世田谷通り	68	66	33	30	194	93
狛江通り	65	61	46	40	135	40
環境基準	75	70	70	65	—	—

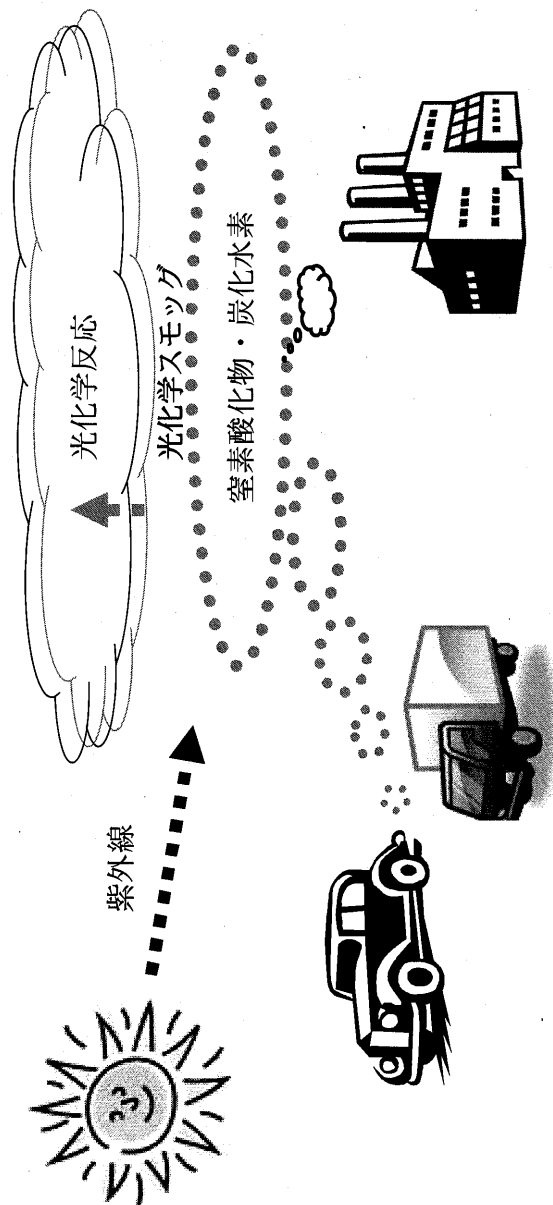
6. 光化学スモッグ

(1) 測定機関 東京都（狛江大気汚染総合測定室ほか）

(2) 光化学スモッグ発令状況等（多摩中部）

23 年	学校情報			予 報		注 意 報	
	日数	累計	日数	累計	日数	累計	累計
4 月	0	0	0	0	0	0	0
5 月	0	0	0	0	0	0	0
6 月	4	4	0	0	1	1	1
7 月	1	5	0	0	0	0	1
8 月	6	11	0	0	2	3	3
9 月	1	12	0	0	0	0	0
年間発令数合計		12		0		3	

(3) 光化学スモッグの発生メカニズム



自動車や工場などから排出される窒素酸化物と炭化水素が、太陽の強い紫外線を受けると光化学反応を起こし、オゾンなどの光化学オキシダント（酸化性物質）を発生させます。気象条件によっては、この光化学オキシダントがたまり、白くもやがかかったような状態になることがあり、この状態を「光化学スモッグ」と呼んでいます。

(4) 発生しやすい条件

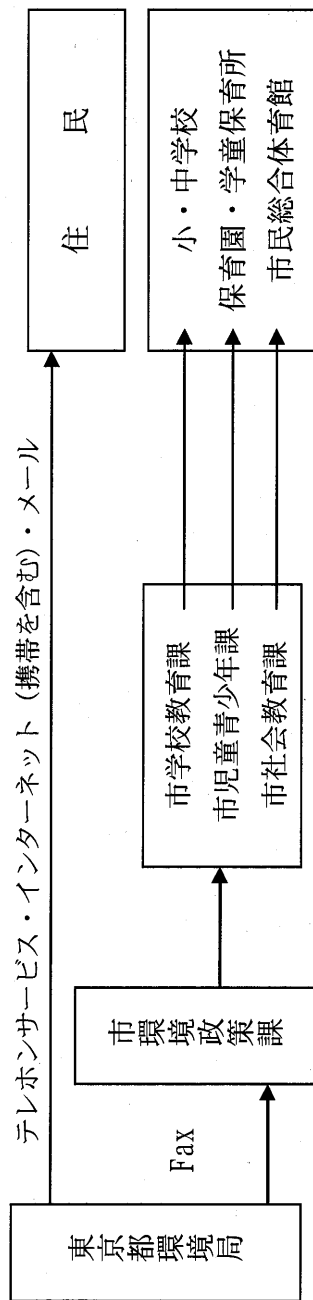
4～10月にかけての、日差しが強くて気温が高く、風の弱い日に発生します。特に、太平洋高気圧に覆われる7～8月は、気温も高く紫外線も強く安定した天気が続くため、光化学スモッグが発生しやすい気象条件となります。

- ① 気温 最高気温 25℃以上
- ② 日照時間 9～15時間の間に2.5時間以上の日照があること。
- ③ 安定度 上空との気温差が小さいこと。
- ④ 上空の風 南風でないこと。
- ⑤ 天気 夏型の気圧配置

(5) 発令基準

段 階	発 令 基 準	措 置	
		緊急時協力工場・事業所	一 般
学校情報	オキシダント濃度 0.10ppm 以上で継続するとき	—	・屋外になるべく出ない。 ・屋外運動は差し控える。 ・被害にあったときは保健所に届け出る。
予 報	高濃度汚染が予想されるとき	燃料使用量の削減要請	
注意報	オキシダント濃度 0.12ppm 以上で継続するとき	通常の燃料使用量より 20％程度削減勧告	
警 報	オキシダント濃度 0.24ppm 以上で継続するとき	通常の燃料使用量より 40％程度削減勧告	
重大緊急報	オキシダント濃度 0.40ppm 以上で継続するとき	通常の燃料使用量より 40％以上削減命令	

(6) 情報提供



① 東京都環境局のインターネットによる情報提供

ホームページアドレス：<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>

(緊急時発令情報 パソコン、携帯電話)：<http://www.ox.kankyo.metro.tokyo.jp/ox.php>

(緊急時発令情報 メール登録)：<http://www.ox.kankyo.metro.tokyo.jp/mail.php>

② 東京都環境局のテレホンサービス番号 03-5320-7800

(7) 注意点

① 屋外になるべく出ないようにする。

② 自動車等を使用しないようにする。

③ 被害を受けた場合、最寄の保健所に連絡する。

(光化学スモッグによる健康への影響)

目の刺激やのどの刺激があり、目がチカチカする、のどが痛いなどの症状が出る場合がある。

7. 放射線

(1) 定点の空間放射線量測定結果

① 測定地点 市民グラウンド前、谷戸橋広場、市役所前、狛江三叉路の地上1m高さ

② 測定日 毎月第4金曜 (原則)

③ 測定機器 シンチレーション式サーベイメータ、アロカ (株)、TCS-151

④ 測定結果

(単位: $\mu\text{Sv/h}$)

測定場所	月 23 /4	5	6	7	8	9	10	11	12	24 /1	2	3	最大値	最小値	平均値
市民グラウンド前	0.10	0.11	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.08	0.08	0.08	0.07	0.07	0.11	0.07	0.087
谷戸橋広場	0.10	0.09	0.08	0.09	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.05	0.06	0.10	0.05	0.076
狛江市役所前	0.12	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.09	0.09	0.09	0.09	0.08	0.08	0.12	0.08	0.096
狛江三叉路	0.12	0.11	0.10	0.10	0.12	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.08	0.08	0.12	0.08	0.102

※ 一般財団法人 電力中央研究所の協力による測定

8. 環境を考える会 調査結果

(1) 二酸化窒素測定結果

- ① 測定点 市内全域を350mのメッシュを基準に測定した。
- ② 環境基準 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
- ③ 測定日 平成23年6月2日～3日、平成23年12月1日～2日
- ③ 測定結果

※H23年6月2日～6月3日測定結果

(単位: ppm)

No.	測定点	H23 6/2～6/3	No.	測定点	H23 6/2～6/3	No.	測定点	H23 6/2～6/3
1	西つじヶ丘4-23-48	0.024	38	中和泉5-3	0.034	75	東和泉2-8	0.047
2	西野川4-40	0.017	39	中和泉2-11	0.039	76	岩戸南1-16	0.036
3	西野川4-40	0.022	40	和泉本町1-26	0.046	77	岩戸南3-11	0.030
4	西野川4-5	0.021	41	和泉本町1-14	0.040	78	岩戸南2-8	0.036
5	西野川3-14	0.031	42	岩戸北1-14	0.040	79	岩戸南2-15	0.036
6	西野川4-14	0.029	43	東野川1-21	0.041	80	岩戸南3-22	0.035
7	西野川2-18	0.021	44	岩戸北2-19	0.045	81	岩戸南4-3	0.039
8	西野川4-7-11	0.035	45	岩戸北1-18	0.041	82	駒井町1-4	0.038
9	調布市入間町2-9	0.033	46	岩戸北1-8	0.036	83	猪方1-13	0.039
10	東野川3-21	0.024	47	和泉本町1-7	0.043	84	猪方2-2	0.044
11	東野川4-29	0.026	48	中和泉1-12	0.040	85	猪方3-7	0.041
12	東野川3-12	0.031	49	中和泉2-6	0.039	86	東和泉3-3	0.034
13	東野川4-1	0.025	50	中和泉3-11	0.036	87	元和泉3-6	0.039
14	東野川2-21	0.028	51	中和泉4-5	0.043	88	東和泉4-11	0.046
15	西野川1-7	0.028	52	西和泉2-12	0.024	89	東和泉3-7	0.036
16	西野川4-1	0.026	53	中和泉3-35	0.040	90	猪方3-20	0.037

17	西野川 4-4-16	0.029	54	中和泉 3-23	0.043	91	猪方 3-38	0.046
18	西野川 3-14	0.039	55	中和泉 3-3	0.041	92	猪方 2-18	0.040
19	中和泉 5-37	0.026	56	中和泉 1-4	0.040	93	駒井町 1-23	0.034
20	中和泉 5-31	0.040	57	和泉本町 1-1	0.040	94	駒井町 2-13	0.045
21	和泉本町 4-7-47	0.033	58	岩戸北 1-2	0.040	95	岩戸南 4-21	0.034
22	和泉本町 3-22-1	0.029	59	岩戸北 3-5	0.037	96	岩戸南 4-31	0.039
23	西野川 3-4	0.040	60	岩戸北 4-2	0.031	97	駒井町 2-35	0.039
24	和泉本町 2-24	0.047	61	岩戸北 4-17	0.036	98	駒井町 2-30	0.036
25	東野川 1-5-6	0.044	62	岩戸南 3-6	0.022	99	駒井町 3-9	0.034
26	東野川 1-6	0.036	63	岩戸南 2-5	0.026	100	猪方 4-10	0.037
27	東野川 4-21	0.043	64	岩戸南 1-4	0.030	101	和泉本町 1-24	0.044
28	東野川 1-30	0.051	65	岩戸南 1-1	0.030	102	和泉本町 1-30	0.041
29	和泉本町 2-7	0.036	66	東和泉 1-8	0.034	103	和泉本町 1-1	0.045
30	和泉本町 2-33	0.036	67	東和泉 1-16	0.046	104	和泉本町 3-2	0.034
31	和泉本町 3-31	0.048	68	元和泉 1-13	0.036	105	中和泉 3-27	0.038
32	和泉本町 3-24	0.044	69	元和泉 2-13	0.037	106	元和泉 1-12	0.040
33	和泉本町 3-2	0.037	70	元和泉 2-33	0.054	107	東和泉 2-16	0.039
34	中和泉 5-25	0.034	71	元和泉 3-11	0.045	108	東和泉 1-8	0.040
35	西和泉 1-1	0.045	72	元和泉 3-9	0.036	109	岩戸北 4-1	0.036
36	西和泉 1-14	0.038	73	元和泉 1-12	0.034	110	岩戸北 4-16	0.036
37	中和泉 5-9	0.046	74	東和泉 1-33	0.046			

※H23年12月1日～12月2日測定結果

No.	測 定 点	H23 12/1～12/2	No.	測 定 点	H23 12/1～12/2	No.	測 定 点	H23 12/1～12/2
1	西つじヶ丘4-23-48	0.022	38	中和泉5-3	0.022	75	東和泉2-8	0.027
2	西野川2-40-2	0.015	39	中和泉2-11	0.024	76	岩戸南1-16	0.023
3	西野川4-33	0.019	40	和泉本町1-26	0.017	77	岩戸南3-11	0.023
4	西野川4-12	0.018	41	和泉本町1-21	0.018	78	岩戸南2-8	0.027
5	西野川3-14	0.019	42	岩戸北1-14	0.023	79	岩戸南2-15	0.024
6	西野川4-14	0.018	43	岩戸北2	0.028	80	岩戸南3-22	0.023
7	西野川2-40-2	0.023	44	岩戸北2-19	0.028	81	岩戸南4-3	0.023
8	西野川1-17	0.017	45	岩戸北1-18	0.020	82	駒井町1-4	0.029
9	東野川3-4	0.024	46	岩戸北1-8	0.022	83	猪方2-2	0.032
10	東野川3-21	0.017	47	和泉本町1-7	0.027	84	猪方2-2-24	0.022
11	東野川4-29	0.023	48	中和泉1-12	0.023	85	猪方3-7-10	0.020
12	東野川3-12	0.022	49	中和泉2-6	0.023	86	東和泉3-3	0.022
13	東野川4-19	0.032	50	中和泉3-11	0.032	87	元和泉3-7	0.024
14	東野川2-21	0.032	51	中和泉4-5	0.022	88	東和泉4-10	0.023
15	西野川1-7	0.024	52	西和泉2-12-106	0.024	89	東和泉3-7	0.032
16	西野川4-2-4	0.020	53	中和泉3-35	0.024	90	猪方3-20-16	0.032
17	西野川3-8	0.020	54	中和泉4-23	0.022	91	猪方3-39	0.024
18	西野川3-14-5	0.029	55	中和泉3-3	0.029	92	猪方2-18	0.024
19	中和泉5-36	0.031	56	中和泉1-4	0.028	93	駒井町1-12-12	0.022
20	中和泉5-31	0.024	57	和泉本町1-1	0.028	94	駒井町2-21-1	0.017
21	和泉本町4-7-47	0.018	58	岩戸北1-2	0.026	95	岩戸南4-19-25	0.022
22	西野川3-1	0.023	59	岩戸北3-9	0.023	96	岩戸南4-31	0.024
23	西野川3-4	0.022	60	岩戸北4-2	0.022	97	駒井町2-35	0.031

24	和泉本町2-24-16	0.018	61	岩戸北4-17	0.020	98	駒井町2-30	0.031
25	東野川1-5	0.023	62	岩戸南3-5	0.020	99	駒井町3-9	欠測
26	東野川4-12	0.028	63	岩戸南2-5	0.026	100	駒井町4-10	欠測
27	東野川4-21	0.023	64	岩戸南1-4	0.028	101	和泉本町1-24-7	0.027
28	東野川1	0.024	65	岩戸北3-15	0.033	102	和泉本町1-30	0.023
29	和泉本町2-7	0.028	66	東和泉1-4	0.027	103	和泉本町1-1	0.045
30	和泉本町2-33	0.024	67	東和泉1-16	0.027	104	和泉本町3-2	0.022
31	和泉本町3-31-11	0.026	68	元和泉1-13	0.022	105	中和泉3-27	0.028
32	和泉本町3-24	0.028	69	元和泉2-13	0.024	106	元和泉1-12	0.020
33	和泉本町3-2	0.028	70	元和泉2-33	0.023	107	東和泉3-16	0.023
34	中和泉5-23	0.023	71	元和泉3-11	0.023	108	東和泉1-7	0.027
35	西和泉1-1	0.026	72	元和泉3-9	0.021	109	岩戸北4-1	0.033
36	西和泉1-14	0.022	73	元和泉1-12	0.017	110	岩戸北4-16	0.026
37	中和泉5-9	0.032	74	東和泉1-33	0.031			

(2) 水質測定結果

① 多摩川

測定点		五本松				水道橋			
測定年月日		H23.6	H23.9	H23.12	H24.3	H23.6	H23.9	H23.12	H24.3
水素イオン濃度 (PH)		7.0	7.5	7.0	7.0	7.0	7.5	7.0	7.0
アンモニア性窒素 (ppm)		0.2	0.0	0.2	0.2	0.2	0.0	0.2	0.2
亜硝酸性窒素 (ppm)		0.05	0.00	0.01	0.05	0.05	0.00	0.005	0.1
化学的酸素要求量 (COD) (ppm)		4.0	3.0	5.0	5.0	4.0	5.0	5.0	5.0
電気伝導性 (EC) (μ s/cm)		574	263	408	559	575	208	494	557
透視度 (cm)		91.0	6.0	100.0以上	18.0	100.0以上	5.0	100.0以上	15.0

② 野川

測 定 点	小金橋					谷戸橋			
	H23. 6	H23. 9	H23. 12	H24. 3	H23. 6	H23. 9	H23. 12	H24. 3	
測 定 年 月 日									
水素イオン濃度 (pH)	8.5	8.5	7.5	7.0	7.5	7.0	9.0	7.0	
アンモニア性窒素 (ppm)	0.1	0.0	0.5	5.0	0.0	0.0	0.2	5.0	
亜硝酸性窒素 (ppm)	0.1	0.1	0.02	0.2	0.1	0.1	0.00	0.2	
化学的酸素要求量 (COD) (ppm)	4.0	7.0	13.0	13.0	4.0	13.0	0.0	20.0	
電気伝導性 (EC) ($\mu\text{s}/\text{cm}$)	197	165	210	145	200	220	220	125	
透視度 (cm)	100.0 以上	85.0	56.0	10.0	89.0	84.0	100.0 以上	13.0	

(3) 酸性雨測定

① 測 定 点 市内5か所

② 発 生 源 工場などの排煙、自動車などの排出ガス中に含まれている硫酸化物や窒素酸化物といった有害物質が、大気中で硫酸や硝酸といった酸になり、雨や雲に溶け込んで酸性雨となって降ってきます。

③ 影 響 土壌を酸性化して木の葉を枯らしたり、田畑の作物に被害を与えます。また、湖や川の生態系にも影響を与えます。

④ 測定結果

(単位: pH)

	H23 / 4	5	6	7	8	9	10	11	12	H24 / 1	2	3	年間
平 均	5.67	5.11	4.50	4.97	4.71	5.33	5.24	5.30	4.95	5.46	4.71	5.13	5.09

※ pH (水素イオン濃度指数)

酸性の強さを表す尺度で、0～14の数で表されます。7は中性、7以上は大きくなるに従いアルカリ性が増し、反対に7以下になると酸性度が強くなり、3～4になると極めて酸っぱく感じる程度になる。

一般の雨は、空気中の炭酸ガスや塵を含み酸性になりますが、pH5.6程度となっています。一般にはpH5.6以下を酸性雨といいます。

登録番号(刊行物番号)
H24-52

みんなで豊かな環境を未来につなぐまち粕江

粕江のかんきょう（平成 23 年度実績）

平成 25 年 3 月

発行 粕江市
編集 粕江市建設環境部環境政策課
粕江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
電話 03（3430）1111
印刷 庁内印刷
頒布価格 160 円